

ケニアにおける小農の換金作物生産の発展と小農の階層分化

児玉谷 史 朗*

Peasants, Capital and State: Development of Cash Crop Production and Stratification of Peasants in Kenya

Shiro Kodamaya**

The aim of this paper is to shed light on an aspect of the differentiation and stratification of peasant cash crop producers in high potential areas of Kenya. Rapid expansion of cash crop production among peasants since the Swynerton Plan of 1954 had several important implications for the differentiation of peasantry. The study examines the impact of capital and/or state intervention on differentiation process. This concerns the struggle between peasants and capital/state over the conditions of production and the terms of exchange.

Three areas of Murang'a, Kericho and Mumias are selected for the cases of coffee, tea and sugarcane production. The organisational bodies of peasant cash crop production varied from co-operatives for coffee, para-statal body (KTDA) for tea to private company with the Government being the majority shareholder for sugarcane. The control of production and exchange included the supply of prescribed package of inputs on credit, the supervision of cultivation and the imposition of producer prices through monopsony. In Mumias outgrower scheme, the control culminated in the vertical integration of outgrower production where the minimum decision making was left to peasant producers. The reactions of peasant farmers to the control were manifested in a number of ways: the overt political actions for resistance to planting regulations and for the realization of a new plan; evasion of control by "illegal" or "private" planting and "black market" sales of fertilizers supplied on credit.

The diffusion of cash crop production under the control of capital/state and the overt and covert reaction of different strata of peasants in different ways contributed to the emergent three groups of peasant cash crop producers with different patterns of consumption and investment.

A small stratum of rich peasant producers with larger landholding had considerable incomes from cash crop production. But they were less dependent on a single cash crop because they had access to other sources of income from food and livestock production and often from trade or salaried employment. While they invested their surpluses in farm improvement, they also invest in non-farm business and secondary education so as to diversify their economic activities.

The middle group, within which the vast majority of peasant cash crop producers fell, received the cash crop income which was not sufficient to generate a sizeable surplus for investment. Most of their income was spent on such basic needs as food and clothes, and the rest, on school fees, consumer goods and improvement in housing. While cash crop income was the important source of cash for the middle group with food crop production for home consumption, it acted as a safeguard against their proletarianization. It allowed the peasant farmers to meet basic cash expenditure without having to dispose of the land or depending on off-farm wage labour. It is also significant that the uniform credit systems of inputs, technical assistance and marketing services enabled middle peasant to compete successfully with the upper stratum of rich peasants in cash crop production.

While the rapid expansion of cash crop production in high potential areas reached the smaller land owners, they were marginal cash crop producers who were obliged to supplement their income with casual wage labour. Growing cash crop on the smallest land holdings created such a pressure on subsistence food production that the farmers had to depend on the purchase of staple food.

*一橋大学大学院社会学研究科

**Faculty of Social Studies, Hitotsubashi University

I. はじめに

ケニアではアフリカ人小農によるコーヒー・茶等の換金作物栽培は1950年代に至るまで公式あるいは非公式に禁止されていた。しかし、マウマウの「反乱」による非常事態宣言下の1954年に発表された「アフリカ人農業開発振興計画」（通称スウィナートン計画）¹⁾はかかる政策に終止符を打ち、小農による換金作物生産の急速な発展の出発点となった。スウィナートン計画は、その実施によって小農の両極分解（資本家的農民と農業労働者への分解）が進行するだろうと想定していた。²⁾

これに対して近年M. コーエンはセントラル州³⁾の小農農業の調査に基づいて、スウィナートン計画が小農の両極分解を促進してきたと考えるのは誤りだとする説を提示した。⁴⁾ コーエンによると現在のケニアの小農換金作物生産においては小農の中規模層（middle peasant）が優越しているのであり、それは次のようなメカニズムで説明される。国際金融資本（international finance capital）⁵⁾およびその仲介者たる周辺部国家は小農の換金作物生産の生産過程と交易条件を管理することによって小農の収益を制限する。それは小農の側における剰余の蓄積を阻害し、小農の資本家的経営への上向を阻止する。その結果、家族労働に基礎を置く中規模層が換金作物生産の主力となる、というのである。コーエンの議論は小農農業の商業化と農民層分解に関するいくつかの興味深い問題に関連している。

まず資本または国家による小農経営の支配の問題である。独占資本による小農経営の支配は日本の農民層分解論ですでに論じられてきた。たとえば、独占段階における農民層分解の法則的表現とされる「中農標準化傾向」は独占資本による農業収奪のもとで農業経営のブルジョワ的上向発展が否定されることによると説明された。⁶⁾ また独占資本による小農経営の支配のもっとも進んだ形態は垂直統合（vertical integration）として現われる、という。すなわち、独占資本は流通・加工過程の掌握を基軸に農家に契約生産を行なわせ、生産手段の供給と農産物の販売を独占し、経営・

技術指導の実権を掌握する。垂直統合の進展により、農家世帯の基礎の上に立脚する個別経営は農業生産における社会的分業の一環に組み込まれることになる。⁷⁾

しかし現代のアフリカにおいては独占資本による小農経営の直接の支配は少ない。むしろ公社や国家機関が小農経営の生産・流通を管理している場合が多い。独立後のアフリカ諸国の政府は一方で外資系企業による大農場所有に何らかの規制を加えると共に、他方で小農による輸出作物の生産を促進してきた場合が多い。政府にとっては外貨獲得、税収入の確保という経済的観点からも、また人口の多数を占める小農や土地無し農民の生活安定という政治的観点からも小農の換金作物生産を重視した。しかし多数の小農に換金作物を普及させ、その生産・流通・加工を管理するにはアフリカ諸国は資金や技術を欠いている。そこでプロジェクトの策定や公社の運営に外資企業の技術・経営指導や国際機関の資金援助が要請される。

またアフリカ諸国の独立にともなう政治的・経済的環境変化に対応して多国籍アグリビジネスの側でも基本戦略を従来のプランテーション所有のような直接投資から、技術・サービス供与、経営代理、農業投入財の販売、加工、流通の支配等へと変えてきているといわれる。⁸⁾

ここで小農農業の商業化における世銀等の国際融資機関の役割に触れておこう。「世銀のような機関によって推進されている現在の農業開発政策」は小農問題の解決として考え出されたものであり、「小農を資本や国家の支配下に服属させるための戦略である」という主張がある。⁹⁾ 小農問題の解決のためには必ずしも小農を両極分解によって解体する必要はなく、家族的小経営の形式を温存しつつ、小農を資本の支配下に服属させればよいというのである。事実世銀は「近代部門と伝統部門との連関の増大、特に農産物と農業投入財、サービスの取引の増加」が農村開発の一戦略であると表明している。¹⁰⁾ 世銀はそのような農村開発の一形態である「外部生産農家計画」outgrower scheme に関与してきた。外部生産農家計画は次のように説明されている。「加工工場またはプラ

ンテーションを核としてその周囲に小農経営を配置する。中心部は外部生産農家に技術的援助、投入財、流通サービスを与え、外部生産農家は中心組織を通じて生産物を出荷する」。¹¹⁾ かくて小農農業の商業化、その支配が、アフリカ諸国の政府やアグリビジネス、国際融資機関の共通の関心となるのである。

かかる資本や国家の支配下における小農農業の商業化は小農の階層分化にいかなる影響を与えるだろうか。それは小農の両極分解をひきおこしているだろうか。本稿では次の2つの視点からこの問題を検討したい。

第一に資本と小農の関係を生産と交換の諸条件をめぐる直接生産者と資本との闘争という視点から動態的に把握することを試みる。¹²⁾ ここでは一方で資本がいかにして小農の生産及び交換の諸条件を規制しようとし、小農がそれに対応するか、そして他方で小農の側にいわゆる農民的剰余、萌芽的利潤が形成されうるか否かが問題となる。

第二に資本（国家）－小農関係と小農内部の諸階層の対抗関係との両者を視野に入れる複眼的視点である。資本－小農関係のみに注目して、小農内の階層的差異を見落とすべきではない。資本との対抗関係も階層に応じて異なるであろう。資本－小農の対抗と小農内部の諸階層の対抗は相互に関連しつつ進展するであろう。たとえば小農の上層は時には小農の中層と連合して資本に対抗し、また時には資本と協調して、小農の他階層を犠牲にしつつ、みずからの経済的地位を強化しようとするかもしれない。

以上のような視座から本稿はコーヒー・茶・甘蔗の生産を事例として、ケニアにおける小農の換金作物生産の発展と階層分化とを検討する。この三品目をとりあげたのは、これらがケニアの小農の生産する換金作物として最も重要であり、さらにコーヒーと茶は輸出品としても最も重要だからである。

Ⅰ. 小農のコーヒー生産と協同組合

1. 小農のコーヒー生産の概略

(1) 小農のコーヒー生産の歴史の概略

1954年のスウィナートン計画によってはじめて小農のコーヒー生産が振興されるに至った。小農のコーヒー作付面積は1955年の3,044 ha. から64年の50,942 ha. へと10年間で17倍近くに増加した。¹³⁾ (第1表参照) 1964年以降コーヒーの新規作付が一切禁止されたため、小農のコーヒー生産の急速な拡大は停止した。¹⁴⁾ しかし作付禁止は1973年に解除され、さらに75年のブラジルの霜害によって世界市場でのコーヒー価格が急騰したために70年代の後半に再びコーヒー作付面積が急激に増加した。

第1表 ケニアにおけるコーヒー生産の発展

年	エステート	小農	年	エステート	小農
1953	24.6	1.6	1956/57	18.5	3.8
1959	27.5	10.6	1962/63	23.4	13.4
1965	29.6	52.7	1968/69	26.8	25.6
1972	26.9	53.8	1974/75	31.2	35.0
1976	28.4	56.6	1980/81	34.2	64.0
1981	34.0	101.9			

(出所) J.K.Maitha, 1974, pp.84: 86; Kenya, Development Plan 1974-78, p.238; Development Plan 1979-83, p.264; Kenya, Economic Survey; Kenya, MOA, 1983, p.41.

(2) 生産組織

コーヒーを生産しようとする小農は全て協同組合に加入し、協同組合を通じて出荷することを義務づけられた。コーヒー生産農家協同組合はケニアの協同組合の最大勢力である。1977年の時点で農業協同組合の組合員総数約70万人のうち35万人がコーヒー生産農家協同組合の組合員である。¹⁵⁾

コーヒー生産において協同組合は次のような役割を担っている。第1に組合員の収穫したコーヒーを計量、記録した後、第一次加工を行ない、出荷する。第二に、組合員に化学肥料、農薬、コーヒーの苗木等の投入財を前貸しする。その代金は組合員に払われるコーヒーの代金から差し引く形で回収される。第三に組合員のコーヒー栽培の監査（病虫害発生防止、適切な時期における収穫等）を行なう。第四に組合員への融資を行なう。

(3) コーヒーの加工、流通過程¹⁶⁾

コーヒーの加工・流通にはいくつかの組織が介在する。コーヒーの実の加工は2次の過程からなる。第一次加工は協同組合の工場 (pulper) で行なわれる。ここではコーヒーの実を脱肉機にかけて果肉をとり、種子を発酵させて糖分を取り除いた後乾燥させる。このコーヒーを パーチメント (parchment) という。 parchement は第二次加工のためにナイロビにある K. P. C. U. (Kenya Planters Co-operative Union) の工場 (curing mill) に送られ、ここで内果皮が除去されてグリーン・コーヒーとなる。第二次加工を終えたコーヒーは国営企業であるコーヒー・ボード (Coffee Board of Kenya) が選別・貯蔵し、コーヒー・ボードの代理店を通じて競売にかけられる。ケニアで生産されたコーヒーはすべてコーヒー・ボードを通過せねばならない。コーヒーの約95%は輸出される。

(4) コーヒーの価格構成

コーヒーの価格は品質等級により異なり、また工場及び協同組合の経営効率にも影響を受けるので協同組合 (工場) ごとに価格構成比も異なる。

まず輸出代金からコーヒー輸出税とコーヒー・ボードの経費が引かれる。コーヒー輸出税は1964年に導入されて以後、コーヒー売上高の5~6%以下で近年は4%前後である。またコーヒー・ボ

ードの経費は2~3%である。¹⁷⁾ これらが差し引かれた残余からさらに K. P. C. U. の手数料、地方税 (Country Council Cess)、協同組合の経費が引かれる。これをムランガ県のカンダラ協同組合のンガラリア (Ng'araria) 工場の場合について示したのが第2表である。カンダラ協同組合ではこの組合員への支払い額から組合員1人当たりハランベ (Harambee) 寄付金として50シリング¹⁸⁾ 組合費として60シリングが差し引かれる。¹⁹⁾ このように小農に支払われるコーヒー代金は種々の控除を受けた後の残余として決まり、しかも世界市場の価格変動の影響を受ける。したがって小農にとってコーヒー価格は他律的かつ事後的に決定されるのであって、彼らに価格を支配する力はない。

第2表 コーヒーの価格構成 1982/83年
(ムランガ県、カンダラ協同組合、ンガラリア工場)

	'000シリング	%
コーヒー総売上額	1,097.2	100.0
K. P. C. U. 手数料	45.1	4.1
地方税	32.9	3.0
協同組合経費	194.1	17.7
組合員 (コーヒー生産者) への支払い	825.1	75.2

(出所) Kandara Cooperative Society の記録から計算。

第3表 ンガラリア・ナローにおける小農の土地所有分布とコーヒー生産^①
(1982年)

所有地規模 (エーカー) ^②	戸数	平均所有地 規模 (エーカー)	土地を借り ている農家 の戸数	1戸当たり平均 コーヒー作付面積 (エーカー)	1戸当たり平均 コーヒー収穫量 (kg)
0.5~1.2	18	0.8	5	0.3	354 (15戸についてのみ)
1.3~2.5	18	2.0	8	0.6	1,350 (16戸についてのみ)
2.6~4.0	18	3.4	1	1.0	1,823 (15戸についてのみ)
4.1~23.0	18	10.1	1	2.55	6,300 (13戸についてのみ)
全 体	72	4.1	15	1.1	2,300 (59戸についてのみ)

(注) ① 0.5~1.2エーカー層の1戸を除いてすべての農家がコーヒー樹を所有している。

② 1エーカー≡0.4 ha.

第4表 所有地規模とコーヒー導入の年（ンガラリア・ナロー地区）

所有地規模	コーヒー導入の年				計
	1963年以前	1964-70年	1971-82年	不明	
0.5～1.2	1	4	12	—	17
1.3～2.5	4	4	9	1	18
2.6～4.0	6	8	4	—	18
4.1～23.0	11	4	2	1	18
全体	22	20	27	2	71

2. ムランガ県における小農の階層分化

本節では筆者が1982-83年にムランガ（Murang'a）県カンダラ（Kandara）地方のンガラリア・ナロー（Ng'araria / Naaro）地区で行なった調査の結果をもとにコーヒー生産農家の階層分化を検討する。²⁰⁾

まず土地所有分布と所有地規模別のコーヒー生産を示したのが第3表である。サンプル農家のうち1戸を除いてはすべてコーヒー樹を所有しており、この地域のコーヒーの普及度が100%に近いことを示している。平均して所有地の約4分の1がコーヒー作付に使われているが所有地規模が大きいほど所有地面積に占めるコーヒー作付面積の割合が低下する傾向を看取しうる。また第4表に示したように所有地規模とコーヒー導入の年の関連を調べると初期には所有地規模の大きな農家に限られていたコーヒー栽培が、しだいに全階層に広がっていったことがわかる。²¹⁾

しかし、コーヒー栽培が全階層に普及しているにもかかわらず、コーヒー生産規模の階層間格差は非常に大きい。第3表に見られるごとく、コーヒー収穫量では所有地規模の大きい農家の方が完全に優位に立っている。また戸数では全体の4分の1にあたる4.1～23エーカー層はコーヒー作付面積では全体の58%を占めている。収穫量の格差が大きいことは協同組合の工場の記録によっても確認しうる。第5表のデータはンガラリア・ナロー地区のコーヒー生産農家のほとんどをカバーするものである。上位1%の農家が出荷量の約10%を占めていると推計される。

各階層におけるコーヒー生産について、今少し立ち入って検討してみよう。第6表は賃労働の利用の状況について所有地規模階層別に示したもの

第5表 ムランガ県ンガラリア・ナロー地区の小農コーヒー出荷量（1982年）

出荷量（kg）	農家数	割合（%）
8,000以上	13	0.9
4,000以上8,000未満	49	3.7
2,000以上4,000未満	113	8.5
1,000以上2,000未満	330	24.7
1,000未満	832	62.2
全 体	1,337	100.0

（注）一農家平均出荷量は965kg、出荷量の合計は1,292.5t。

（出所）ンガラリア・ナロー地区の3つのコーヒー加工工場の記録から計算。

第6表 ンガラリア・ナローの小農における賃労働の利用（農業労働者についてののみ）（1982年4～10月の期間について）

所有地規模（エーカー）	常雇労働者を雇っている農家	臨時雇労働者を雇った農家	労働者を雇わなかった農家
0.5～1.2	0	2	16
1.3～2.5	2	12	4
2.6～4.0	3	12	3
4.1～23	7	11	0

である。それによると4エーカー以上の層は資本家的経営もしくはそれに近い富農であると思われる。また第7表は事例農家²²⁾についてコーヒー生産量とその経費を示したものである。それによるとコーヒー収穫量が多い農家ほどコーヒー生産における賃金支払い額は増大することがわかる。この地域では農業生産における賃労働の利用はコーヒー生産に関係したものが圧倒的に多い。この意味では小農のコーヒー生産の発達には賃労働の利用を増大させたと考えられる。しかしながら、賃労働への依存度は土地所有面積とコーヒー生産量だけによって決まるのではなく、兼業農家、特に

第7表 事例農家のコーヒー生産経費(1983年4~9月)

農家 番号	コーヒー本数 (カッコ内は 未成木数)	1983年大雨季 コーヒー収穫 量 (kg)	協同組合からの 前貸し投入財の 総額 1983.4~9月 (シリング)	コーヒー生産現金経費 ケニア・シリング(1983.4~9月)			1982年コーヒー収穫量 (kg)	
				賃 金 支 払		輸送費	大雨季	小雨季
				収穫労働	農薬散布, 除草, 剪定			
1	986	約6,000	1,104以上	787.7	0	0	8,000	5,000
2	1,129	4,722	N. A.	767.8 ^①	120 ^①	186	1,300	1,500
3	595	2,473	1,813	397.5	205	0	4,010	1,800
4		2,369	975	0	0	0	N. A.	N. A.
5	219	950	264	169.3	0	0	1,342	1,095
6	304	904	454	165	0	10	500	200
7	551	704	1,826	75	0	0	3,500	2,500
8	244	443	228	0	0	10	200	280
9	213+(20)	361	0	90 ^②	0	8	100	80
10	448+(400)	329	227	0	0	0	400	250
11	99+(10)	103	0	0	0	0	150	5
12	(100)	0	—	—	—	—	0	0

(注) ① この農家はこの他に常雇労働者1人を雇っている。

② この他に6時間分の労働に現物(牛乳)支払いをした。

第8表 事例農家の収入(1983年4月~9月)

農家番号	コーヒー生産		コーヒー以外の 農産物販売額	農外所得 (送金も含む)	(単位)シリング	
	粗収入推定 ^①	純益推計 ^②			地代・贈与 その他収入	家畜売買の 収 支
1	12,000	10,000	1,310	38	2,880	415
2	9,544	7,344	353	9,230	210	—
3	4,946	2,530	880	—	40	—
4	4,738	3,763	1,100	1,180	20	338
5	1,900	1,467	862	400	20	1,170
6	1,808	1,171	310	800	10	1,700
7	1,408	-493	4,315		714	—
8	886	648	145	—	30	800
9	722	624	193	2,170	72	—
10	658	431	1,250	7,000	514	—
11	206	206	54	2,003	30	—

(注) ① 価格を1kg当たり2シリングと仮定。

② 粗収入 - (前貸し投入財費用 + 現金経費)。

比較的高額で恒常的な農外所得を有する農家は農業生産において賃労働を利用することが多い。²³⁾これは農外所得が農業労働者を雇うのに必要な現金を供給するからである。すなわち上層農家の場合でも資本家的経営の維持のためにはコーヒー生産からの収益だけでは不十分で、恒常的な農外所

得による補充が必要な農家が多いのである。

それでは下層農家の家計にとってコーヒー生産はいかなる意義をもっているか。第一に第7表と第8表において明らかのように、1シーズンのコーヒー収穫量が約700kg以下の場合にはコーヒー生産の純益は農家の現金収入の中で必ずしも最重

要ではなくなり、むしろ農外所得とか家畜売却による収入の方が重要になっている。すでに第5表でみたようにンガラリア・ナローのコーヒー生産農家の6割以上は1年間（すなわち2シーズン）のコーヒー出荷量が1,000kg未満であり、これらの農家はコーヒーからの所得だけでは生計維持が困難であると思われる。すなわちコーヒー生産がほとんど全部の農家に普及しているにもかかわらず、半数以上の農家は、コーヒー生産からの所得だけでは、余剰の蓄積はもちろんのこと、生計維持さえ困難であると思われる。

第二に下層農家においてはさらに食糧自給の困難の問題がこれに加わる。第3表にみられるように所有地規模0.5～1.2エーカーの層では所有地規模が小さいにもかかわらずコーヒー生産を行なっているために、食糧生産に残された土地の面積がきわめて少なくなっている。一部の農家は借地することによって食糧生産に必要な土地を補充している。しかしそれにもかかわらず所有地規模の小さな農家では食糧自給の達成が困難なことが第9表から看取しうる。0.5～2.5エーカー層の半数が主食を農業生産だけでは自給できず、購入に頼っているのである。下層農家は現金収入を求めてコーヒー生産に参入したにもかかわらず、結果的にはそれが小所有地という制約下で食糧生産を圧迫し、逆に農業経営の基盤を危ういものにしていくのである。

第9表 所有地規模と主食食糧購入

1982年4月から10月までの間に、とうもろこし、ジャガイモ、豆類のいずれも自家消費用に購入したことのある農家の戸数

所有地規模 (エーカー)	主食食糧購入農家数	全戸数
0.5～1.2	11	18
1.3～2.5	7	18
2.6～4.0	3	18
4.1～23.0	0	18
合 計	21	72

(注) とうもろこし、ジャガイモ、豆類はこの地域の主食であり、すべての農家がこれらの作物を生産している。

3. コーヒー生産と協同組合をめぐる小農と国家

主としてムランガ県カンダラ地方の事例にもとづき、1960年代後半にコーヒー栽培面積規制と協同組合改革をめぐる行なわれた小農の運動をとりあげる。コーヒー生産管理問題と協同組合改革問題は密接に関連していた。小農と国家との間にあって協同組合は二面的性格を有していた。一方ではコーヒー生産農家協同組合は国家による小農コーヒー生産の管理・統合のための末端機構となるはずであった。しかし、他方では協同組合が農民の大衆的組織である以上一定の自律性をもち、小農の利害を代弁し、要求を組織する場となることは避けられない。1960年代の半ばに政府がコーヒー栽培面積の規制を試みたときにこの二面的性格の問題が顕在化したのである。

(1) コーヒー栽培面積規制問題

すでに述べたように国際コーヒー協定による生産制限の影響でケニア政府は1964年にコーヒーの新規作付を禁止した。しかしムランガ県の小農はこれを守らなかった。協同組合がコーヒーの苗木畑(nursery)をもっていたので組合員への苗木の販売が自由に行なえた。1964年から66年にかけてムランガ県のコーヒー作付面積は最大15%増加したと推定されている。²⁴⁾ 1966-67年になると政府は禁止を徹底するために新たな措置をとった。コーヒー監督官(coffee inspector)の設置とコーヒーの苗木畑を協同組合連合会(Co-operative Union—県単位でつくられる協同組合の連合体)に集中するというものである。コーヒー監督官は不法に作付けられたコーヒーの木を引きぬく権限を与えられていた。今や小農コーヒー生産者は規制をごまかすことが不可能になったのみならず、すでに不法に植付けたコーヒーを引きぬかれる可能性にも直面した。ここに至ってムランガの小農コーヒー生産者は協同組合を拠点に政府のコーヒー栽培面積規制策に反対する運動を開始した。カンダラ地方の協同組合はこの運動の中心であった。運動の指導的部分は小農の上層であったが彼らは小農の他の階層の広汎な支持をえていた。²⁵⁾ 小農の上層にとってコーヒー栽培面積

の制限は蓄積の機会の阻害と映ったし、未だコーヒーを栽培していなかった小農の下層はコーヒー生産への参入の機会が失われることを恐れた。作付制限に対しては小農の各層の基本的利害は一致していた。彼らはコーヒー生産の調整はエステートのコーヒー面積の削除によって行なうべきだとし、小農に対する作付制限はアフリカ人に対する差別だと主張した。²⁶⁾ 協同組合を中心にした小農の反対運動は強力で、KANUの有力政治家をまきこみ、最終的には当時のケニヤッタ大統領に直接直訴した。その結果1967年5月に大統領の直接の裁断でコーヒーの引き抜きは停止され、また、コーヒー監督官の視察も停止された。²⁷⁾ こうして小農コーヒー生産者は協同組合を拠点とする政治運動によってコーヒー栽培面積規制を実質的に無効にすることに成功した。しかしほぼ同時期に栽培規制問題と関連して起こった協同組合改革問題においては小農（あるいは少なくともその一部）は勝利をおさめることができなかったのである。

(2) 協同組合改革問題

小農によるコーヒー生産が開始されたばかりで生産者の少なかった1950年代には小農のコーヒー生産と協同組合は厳格に管理されていた。しかし60年代初頭に小農コーヒー生産者が急激に増加したために政府はこれを掌握しきれなくなった。その結果コーヒーの質の低下、協同組合の乱脈経営が問題になり始めた。おりからコーヒー協定による生産量制限の下でコーヒー輸出額を増加させるためには高い品質を達成して高価格を実現する必要があった。政府は協同組合に対する管理を強化することによってコーヒー生産と流通に対する管理の強化をねらった。これが1966年の協同組合改革の背景である。政府の協同組合政策の変化は「拡大から統合へ」“Consolidation rather than expansion”という表現に集約される。1966年政府は新しい協同組合法（Co-operative Societies Act）を通過させた。その改正の中心は以下の点にある。第一に協同組合開発長官（Commissioner for Co-operative Development）を置き、協同組合に対する広汎な権限を付与した。それは協同組合の執行部（Committee）

の解散、新執行部の任命、協同組合の合併、協同組合連合会の強制的結成等を含んでいた。協同組合連合会の結成を強制したのは、従来各協同組合が持っていた権限のいくつかを連合会に集中し、あわせて連合会を通じて各協同組合を管理せんとしたからであった。第二にすべての県に県協同組合担当官（District Cooperative Officer）を置き、各協同組合の会計の監査を含む監督、管理を行なわせた。²⁸⁾ ここに協同組合の政府管理からの独立は失なわれた。

カンダラ地方ではこの改革は協同組合の執行部を握っていた小農の上層に特に経済的打撃を与えるものであった。というのは協同組合経営は彼らにいくつかの利得の機会を与えていたからである。それは組合資金の流用、化学肥料、機械等の購入に伴う業者からのリベート受取り、執行部への不正融資などの形をとっていた。²⁹⁾ 協同組合改革によってこのような利得を得ることは不可能になった。カンダラ地方の小農上層部は改革に反対する運動を展開したが、これはコーヒー栽培面積規制問題と異なり、彼らは勝利することができなかった。

こうしてコーヒー栽培面積規制問題と協同組合改革問題をめぐる国家との闘争において小農は前者では勝利し、後者では敗北したのであった。ではこの結果は小農の諸階層にとってどのような意義を有していたか。コーヒー栽培規制問題の結果は小農のあらゆる層にコーヒー栽培拡大を可能にしたという意味では等しく利益をもたらしたといえる。しかし、1960年代半ばの時点で未だコーヒーを所有していなかった中層、下層の小農にとってはそれがコーヒー生産への新規参入を可能にしたという意味で特に重要であった。これに対して小農の上層にとっては結果的にはそれは彼らによるコーヒー生産の独占の崩壊を意味したものである（第4表参照）。協同組合改革は協同組合に対する国家の管理を強化したが、それは特に協同組合経営から私利を得ていた小農の上層にとって打撃であった。これに対して一般組合員である中層・下層の小農は、協同組合経営の健全化、効率化によってむしろ利益を得たであろう。

(3) 協同組合からの独立

小農の上層は協同組合改革によって打撃を受けたが、その後1970年代の初めに小農コーヒー生産者の協同組合への加入が強制的でなくなった。このために小農コーヒー生産者の上層はコーヒーの第一次加工工場をもち、直接にK.P.C.Uに出荷することが可能になったのである。自ら加工工場をもつためには建設資金と一定以上のコーヒー収穫量が必要である。したがって協同組合から独立しうるのは資金と土地に余裕のある最上層の小農だけであろう。筆者の調査したシガラリア・ナロー地区にはこのような農家が5戸存在した。そのうちの1戸K.G.氏の場合、所有地面積は55エーカー、そのうちコーヒー30エーカー、乳牛30頭

を所有する。ポンプで川から水を汲み上げ、小さな貯水池をつくって灌漑を行ない、イチゴ(5エーカー)、トマトを栽培している。イチゴを中心とした生産物は自ら所有する2台のトラックでナイロビへ出荷する。常雇、日雇を含め平均して30人を雇用して農作業を行なっている。これは完全な資本家的経営である。

Ⅲ. KTDA と小農の茶生産

1. 小農茶生産の発展とKTDA

(1) 小農茶生産の発展

1950年代に入ってから開始された小農の茶生産はその後第10表にみられるように急速に発展した。

第10表 ケニアの茶生産の発展

年 度	エステート 茶作付面積 (1,000ha)	KTDA 登録茶生産		
		作付面積 (1,000ha)	栽培農家数 (1,000戸)	1戸当たり作付面積 (ha)
1962/63	17.9	3.4	18.3	0.19
1965/66	20.1	6.5	29.7	0.22
1968/69	21.8	13.4	42.6	0.31
1971/72	23.3	26.2	66.9	0.39
1974/75	24.3	37.2	97.3	0.38
1977/78	24.7	46.9	122.3	0.38
1980/81	n.a.	53.6	137.8	0.39

(出所) Enamic Survey 各年, N. Swainson, 1980.

小農の茶生産を管理する機関として、1960年に特殊作物開発公団(Special Crops Development Authority)が設立され、1964年ケニア茶開発公団(Kenya Tea Development Authority - KTDA)と名称を変えて現在に至っている。SCDAとKTDAの下で5次にわたる小農茶生産開発計画が実施されてきた。³⁰⁾ 計画に必要な資金は世銀の国際開発協会(IDA)、イギリスの英連邦開発公社(Commonwealth Development Corporation - CDC、その前身は植民地開発公社Colonial Development Corporation)、および西ドイツ政府の融資によってまかなわれた。第3次計画終了までにCDC、IDA、西ドイツ政府

は合計910万米ドルを融資した。また第4次計画にはCDCが700万ポンド・スターリングを融資した。³¹⁾

(2) KTDA

KTDAは以下のように小農の茶生産に関連するほとんどあらゆる業務を行なっている。

① 小農茶生産計画の全般的策定。どの地域をいつ小農茶生産地域とするかを計画する。

② 小農に対する茶栽培免許の発行。旧ホワイト・ハイランド(植民地時代に白人入植のために独占されていた地域)以外の地域ではKTDAの免許なしに茶栽培を行なうことはできない。このような形で小農茶生産者は全てKTDAの管理下

に入ることになる。

③ 小農の茶栽培の指導。この点は後で詳しく取り上げる。

④ 茶の苗木の生産・販売。KTDAは苗木畑を持ち、優良な品種の苗木を小農に販売する。

⑤ 小農の生産する茶の購入、集荷。KTDAは1983年現在大体茶栽培農家170戸に1つの割合で集荷所を設置して小農の収穫した茶を買い上げている。³²⁾ 集荷所では葉の品質検査を行なったうえ、計量して記録する。集荷所に集められた茶はKTDAの茶輸送専用トラックで製茶工場へ輸送される。高品質の茶の製造のためには収穫後できるだけ早く加工することが必要とされるので迅速な集荷・輸送体制が確立されている。トラックによる輸送を容易にするために茶道路(tea road)の整備が行なわれている。

⑥ 製茶工場の建設・経営。個々の製茶工場はKTDAとは別個の法人となっている。当初は外資系の茶エステート所有企業が小農用の製茶工場に出資あるいはその代理を行なっていた。しかし、しだいにKTDAが経営権を接収し、またKTDAの子会社の形態で新しい製茶工場を建設したので、現在では小農用の製茶工場のほとんどがKTDAの経営するところとなっている。1983年現在KTDAの経営する製茶工場は33、そのうち19工場はKTDAが100%出資の子会社である。KTDAはさらに6工場を建設中である。³³⁾

⑦ 製茶の販売、輸出。KTDAの茶は約88%が輸出される。輸出向けの茶はロンドンとモンパサの競売で売られる。国内向けの茶はKTDAの子会社であるKenya Tea Packers Ltd.を通じて販売される。同社は1977年に創立され、それまで国内の茶の流通を独占していたBrooke Bond社の流通部門を接収し、これに代る独占体となった。³⁴⁾

以上のようにKTDAは、茶生産計画の策定、免許発行、苗木販売によって小農茶生産者数、作付面積をコントロールし、茶栽培の指導によって小農の茶生産過程に介入し、小農の生産する茶の独占的購入、加工、販売者として生産者価格に大きな支配力をもつ。

(3) KTDAの茶栽培指導システム

ここで、KTDAの茶栽培指導の特徴とそれが小農の階層分化に与える影響をのべておく。茶栽培を指導・監督する組織の構成は次のようになっている。トップは2名のSenior Tea Officerでその下に各県1人の割合でTea Officerが配置される。その下に実際の普及・指導にあたるAgricultural Assistant(AA)とJunior Agricultural Assistant(JAA)が置かれている。AAとJAAの比率は1対4である。³⁵⁾

新たに茶を栽培する者は新規生産者訓練として、農民訓練センター(Farmers Training Center)において、または農地でAAから訓練を受けねばならない。FTCにおける訓練は1週間行なわれる。農地における訓練の場合はAAが1回1時間から1時間半の説明を18回行なう。³⁶⁾ 茶栽培を始めて1年の間は毎月AAかJAAが農家を訪問する。その後は年に5回の割合で訪問する。指導には報告カードシステムがとられている。AAやJAAは農家を訪問した際に、その茶栽培の水準を7~11項目にわたって点数で評価づけして各農家ごとの報告カードに記入し、Tea Officerを経由してKTDAの本部に報告する。このような形でKTDAは個々の農家の茶栽培の状態を掌握するのである。³⁷⁾

小農茶生産者に対するKTDAの普及指導は密度が高く、厳格である点が特徴として指摘しうる。それは次の三点によって保証されている。第1にKTDAの「指導」には法的権威による裏付けがある。茶耕作令Tea Cultivation Orderは茶の栽培と収穫に関して生産者の義務を詳細に規定しており、生産者がそれに従わない場合はKTDAはこれを告訴しうる。³⁸⁾ 第2に小農茶生産者1人当たりの指導員数が多い。AAとJAAは茶栽培農家100~200戸に1人の割合で配置され、これはケニア全体の農業普及指導員/農家比率1対500と比べて著しく多い。³⁹⁾ 第3にKTDAは報告カード・システムとともに出荷・支払い等の記録によって茶生産者の状況を個別的に掌握しうる。個々の生産者について、KTDAが供給した茶の苗木の数、その際の金額、KTDAの行なった融資

額、毎月の出荷量、その金額が KTDA 本部のコンピューターに記録されている。この記録と報告カードを組み合わせることによって KTDA は個々の生産者の詳細な情報を得ることができる。

このような KTDA の「集約的」普及指導システムは小農茶生産者の階層分化に対して次のような意義を有している。第 1 にすべての茶生産者に同様の栽培技術、方法の採用を半ば強制するために生産農家間の技術水準の格差が小さくなる。第 2 に普及指導の密度が高いために、通常の普及指導でしばしば問題とされる一部農民のみの優遇がおこりにくい。すなわち、KTDA の指導システムは茶生産に関して農家間の生産力格差を小さくし、均等化の傾向を有しているといえよう。

(4) KTDA における生産者参加制度

KTDA は小農茶生産者に対して管理者、購入独占体としてきわめて強い立場にある。しかし同時に KTDA は生産農家の意見が経営に反映されるような参加制度を有している。第 1 に地方と県に茶委員会 (Tea Committee) が州に茶ボード (Provincial Tea Board) が設置されて、生産者の意見、要求をくみあげるようになっている。茶委員会、ボードには農業省、KTDA、製茶工場の側も委員を出す、生産者代表委員が多数を占める。茶委員会は生産者の意見、要求の主張の場であるが、同時に KTDA や農業省が政策を生産者に伝える場としても機能している。⁴⁰⁾ 第 2 に KTDA の取締役会 (Board of Directors) に生産者が参加している。取締役 14 人のうち半数の 7 人は生産者代表である。⁴¹⁾ 第 3 に生産者は当該製茶工場 (会社) の株式を保有できる。現在 23 の製茶工場 (会社) について、茶生産者に株式が公開されている。

2. 茶生産拡大政策と生産者価格をめぐる KTDA と小農

(1) 茶生産拡大政策をめぐる KTDA と小農。
栽培面積、苗木供給の方法に関して KTDA の政策には時期的にいくつかの変化がみられる。1960 - 63 年の第 1 次計画時には KTDA の茶生産拡大政策は上層農家を主たる対象としつつも、広汎な小農が計画に参加できるように苗木購入のための

融資制度がつくられていた。苗木 1 本当たりの価格 30 セントのうち 24 セントまでは KTDA が融資した。その上苗木の最低購入本数は 500 本と低く押さえられていた。⁴²⁾ 茶の作付は 1 エーカー当たり 3,000 ~ 3,500 本が標準であるから、約 0.2 エーカーの土地と 30 シリングの現金があれば、小農は茶生産に参入できたわけである。

ところが、計画参加者が予想以上で、しかもその多数が融資制度をフルに利用したので、KTDA の財政を圧迫する恐れが生じた。また 1 戸当たり 1 エーカー (0.4 ha.) が茶栽培の最適規模とされたが、多くの小農が 1 エーカー未満の作付しかしなかった。そこで KTDA は第 2 次・第 3 次計画 (1964 - 73 年) においては拡大政策の方針を変えて、新規参入を制限すると共に、既生産者の栽培面積を 1 エーカーに引き上げることにした。新規参入を制限するために当初必要コストの引き上げがはかられた。すなわち当初最低購入本数が増加されると共に 1 本当たりの融資枠が引き下げられた。当初必要コストは数度にわたって引き上げられ、1971/72 年には 264 シリングに達した。⁴³⁾ この方針転換のために、1963 年から 72 年にかけて小農の茶作付面積が 7.7 倍に増加したにもかかわらず、栽培農家数は 3.7 倍にしかならなかった (第 10 表参照)。このように 1964 - 73 年には KTDA の政策は、土地や資金の少ない下層小農に不利な方向に移動した。

KTDA の政策は第 4 次計画 (1973 - 78 年) で再び変化する。1973 年に KTDA は苗木購入のための融資制度を復活させ、すべての新規生産者に対して苗木購入費用の 85 % を融資することにした。⁴⁴⁾ この転換の背景として次の 2 点を指摘しうる。第 1 に 60 年代末に開発された VP 法 (vegetative propagation) によって苗木の低コスト、大量供給が可能になった。⁴⁵⁾ 第 2 に、第 3 次計画終了の時点で 1 戸当たり茶栽培面積の平均が最適規模の 1 エーカー (0.4 ha.) にほぼ到達したためである。第 4 次計画以降平均面積はずっと 1 エーカー弱に維持されている。実は平均面積を 1 エーカーにするという観点からすれば、KTDA の政策は第 2, 3 次計画でも第 4 次計画でも一貫してい

る。平均面積が1エーカーに満たなかった第2,3次計画時には、新規参入制限、既生産者の生産拡大優遇によって、平均面積の増加をはかり、一度最適規模が達成されると新規参入制限を緩和したのである。

では、KTDAの茶生産拡大政策に小農の各階層はどのように対応したか。その主要な対応は「不法(ヤミ)栽培」であった。旧ホワイト・ハイランド以外の地域では茶生産者はKTDAの免許を受けKTDAの管理下に入ることが法的に義務づけられている。ところが小農はいくつかの方法で茶の不法栽培を行なった。1960~63年には不法栽培の中心は小農の上層であった。彼らは正常な手続きで可能であるよりも急速に茶栽培を拡大することを望んだ。また彼らは他の農民の反感を買うのを恐れて、公然と大量の苗木を買うのを避けた。そこで彼らは友人や親族に依頼してKTDAの茶生産者になってもらい、実際には自分たちが苗木を入手した。⁴⁶⁾

1963年以降当初必要コストの引き上げに対応して、不法栽培は小農の中層や下層にも広がった。たとえばいくつかの農家グループをつくり、当初必要経費をだしあって苗木を購入した。このような形で貧しい小農でも増加した当初必要コストの負担を軽減することができた。また新規生産者に比べて既生産者は苗木を購入しやすかったので、既生産者が茶作付面積を増加させるという形で苗木を購入し、実際にはそれを新規生産者に転売するという方法もとられた。⁴⁷⁾ 1963年以降KTDAの政策が、新規生産者、特に小農の下層に不利な方向に転換されたとき、彼らは親族関係等の社会的ネット・ワークを利用して不法栽培を行ない、それによってKTDAの政策を骨抜きにしたのであった。不法栽培がどの程度行なわれたかを確定することは問題の性質上不可能である。しかし次の例はそれがかなり広汎であったことを示唆している。主要な茶生産地帯のひとつであるキシイ県では、1970年に不法栽培者が2,000人いたといわれる。これは1969年までの同県のKTDA茶生産者数の20%に相当した。⁴⁸⁾

1960年代の後半になると不法栽培の中心は小

農の下層に移行した。小農の上層は不法栽培に訴える必要性が減少した。というのは1966年にKTDAが茶の苗木の購入に関する小農の上層の要求を満たすために「生産者自弁作付計画」(Grower-Financed Planting Programme)を開始したからである。これはTea Officerの許可を受けるという条件の下に、小農がKTDA以外の民間会社(茶エステート)から茶の苗木を購入することを認めたものである。この計画は上層茶生産者が茶委員会を通じて圧力を加えた結果実現されたのである。彼らは「KTDAは富裕な生産者が自らの資金を使って茶栽培をより急速に拡大しようとするのを妨げている」という批判をしていた。⁴⁹⁾

小農の上層が自弁作付計画を実現したのに対し、小農の下層は不法栽培に頼ると共に、政治家を動かして苗木の供給を確保するという手段もとった。たとえばムランガ県のカングマ(Kangema)地方では1968年から70年にかけて当地選出の国会議員ムワンギ・ワンジャギ(R. Mwangi Wanjagi)が茶エステートから茶の苗木約100万本(300エーカー相当)を私的に購入し、これを約700人の小農に売った。同様のことはキシイ県やメル県でも行なわれた。⁵⁰⁾

こうして1960年代を通じて小農の各階層の公然あるいは隠然たる抵抗によって、KTDAの小農茶生産管理は部分的に相当形骸化したのであった。KTDAは小農茶生産者数と栽培面積を正確に掌握することはできなくなった。⁵¹⁾

(2) 生産者価格をめぐるKTDAと小農。1960年代後半から70年代半ばにかけて茶の生産者価格は低かった。1966/67年にはKTDAの手数料(cess)⁵²⁾が緑葉1kg当たり37.5セントに対し、生産者への純支払額(粗支払額から手数料を差し引いた残余)は83.5セントにすぎなかった。⁵³⁾ 1967年のスターリング・ポンドの切り下げの影響で茶の輸出価格が下がると、その低下分は生産者価格の切り下げに直結した。加工コストやKTDAの経営コストを削減する試みはなされなかった。⁵⁴⁾ 第11表に示したように、1967/68年には製茶価格に占める生産者の受取分は31%にすぎなかった。1972年に、KTDAの手数料がキ

第11表 茶の価格構成 (単位: 製茶1kg当たりシリング, カッコ内は%)

	1967/68年	1978/79年	1980/81年	1982/83年
生産者受取分	2.48 (31)	9.00 (72)	9.35 (59)	14.45 (66.5)
KTDA 手数料	1.68 (21)	1.40 (11)	1.32 (8)	1.35 (6.2)
加工・輸送・販売費	3.83 (48)	2.05 (17)	5.16 (33)	5.94 (27.3)
合 計	7.99 (100)	12.45 (100)	15.83 (100)	21.74 (100.0)

(出所) Blume, 1971, p.103; Buch-Hansen, 1980a, p.43; KTDA, 1983 より計算

ロ当たり33セントに引き下げられたが、生産者への純支払い額はキロ当たり60セント台に低迷していた。⁵⁵⁾

生産者価格の低迷にもかかわらず、上述したようにこの時期にも茶生産に参入しようとする小農の数はKTDAが対応しきれないほど多かった。これはこのような低価格でも小農にとって他の作物を生産する場合よりも高い収入をもたらしたからである。⁵⁶⁾

しかし生産者価格の低迷が長びいてくるとKTDAに対する批判が起こった。1974年にKTDAの第4次計画に対するCDCの融資を国会が審議した際、一部の議員からKTDAに対する批判がだされた。J. セロネイ(J. Seroney)議員は、生産者が茶産業の運営をより広く管理できるようにKTDAの活動を分権化することを要求した。マーティン・シクク(Martin Shikuku)議員はKTDAが「外国の搾取者」と同盟していることを攻撃し、両者の同盟は「ケニアの茶生産者の血と汗を吸いとっている」と非難した。⁵⁷⁾ このような批判に対してKTDAは72年に続いて再び手数料をキロ当たり33セントから31セントへと引き下げた。また第4次計画書において今後10年以内に手数料を23セントまで下げるとを表明した。⁵⁸⁾ しかし1977年にはついに茶生産者の中から酪農などへ転換しようとする動きが現われ始めた。1977年9月にメル県のある茶生産者はDaily Nation紙への投書で次のように訴えた。「もし政府が介入して、生産者価格の大幅な引き上げ(手数料差し引き後キロ当たり2シリング以上に)をKTDAに強制しないならば、私は、そして恐らく他の多くの農民はメル県農民たちが示した良き例にな

らうだろう。私の3エーカーの茶は次回の乾期で終しまいになり、私はジャガイモや野菜や牛のようなもっと儲かるものに転換するだろう。」⁵⁹⁾

KTDAを救ったのは世界市場における茶の価格の急騰であった。この投書が載ってから約1か月後に支払われた茶の生産者価格(純支払い)はキロ当たり3.11シリングと前年の2.4倍にはね上がった。その後も世界市場価格の高水準に支えられて、純支払い額は2.02シリングから3.33シリングという比較的高い水準を維持している。⁶⁰⁾ 製茶価格に占める生産者受取分も近年は60~70%で60年代後半に比して著しく改善された(第11表)。こうして生産者価格をめぐる小農とKTDAの決定的対立は世界市場価格の急騰という外的条件の変化によって回避されてしまった。KTDAは分権化されることなく、生産者価格の決定者として君臨し続けることができた。手数料を23セントまで下げるという表明にもかかわらず、手数料は31セントになって以後一度も引き下げられず現在に至っている。

3. ケリチョ県とムランガ県における小農の階層分化

(1) ケリチョ県ブレット地方の事例。ここでは1978/79年にBuch-Hansenがケリチョ(Kericho)県ブレット(Buret)地方で行なった調査⁶¹⁾に依拠して小農茶生産者の階層分化を検討する。ただし調査の方法上次の点に留意すべきである。第1に標本枠がKTDAの茶生産者であるから、茶生産農家以外的小農は調査に含まれていない。第2に栽培面積等の数値はKTDAの記録によっているが、前節で説明したようにそれは実勢とは必ずしも一致しない可能性がある。⁶²⁾ 第3にこの

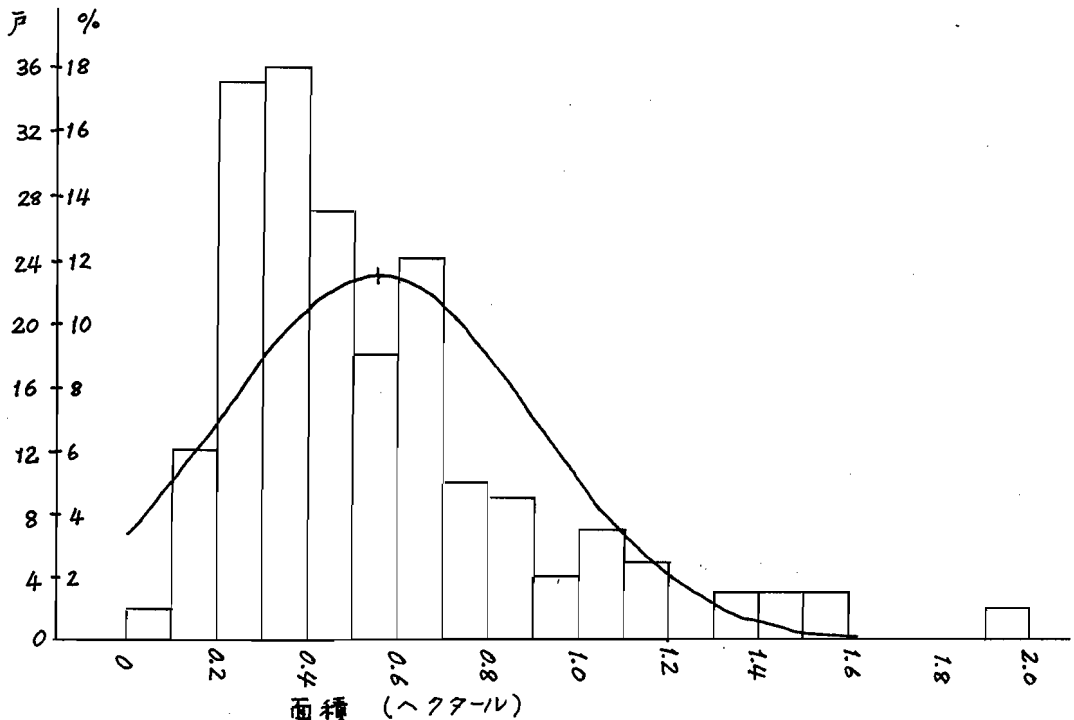
地域はケニアの小農地域の中では例外的に広い肥沃な土地に恵まれている所である。

サンプルはブレット地方の KTDA 茶生産者のうち 1962 年から 72 年にかけて茶栽培を開始した 2,000 戸の中から 10 % 無作為抽出したものである。第 1 図は茶栽培面積の分布を示したものである。栽培面積の平均は 0.55 ha., メディアンは 0.45 ha. である。最高でも 1.93 ha. で、サンプルの 42.5 % は KTDA の定めた最適規模 0.4 ha. に達していない。サンプル農家の所有地面積が平均 14 ha. 程度と推定されるので所有地の 5 % 以下しか茶栽培に使われていないことになる。⁶³⁾ ただし KTDA の記録上単位面積当たり収量が平均の 4 ~ 5 倍と異常に高いサンプル農家がいくつかあり、これらの農家の実際の茶栽培面積は KTDA に登録されているものより大きいのではないかと推測される。⁶⁴⁾ しかしそのような不法栽培を含めたと

しても茶栽培面積の比率は概して低いと思われる。

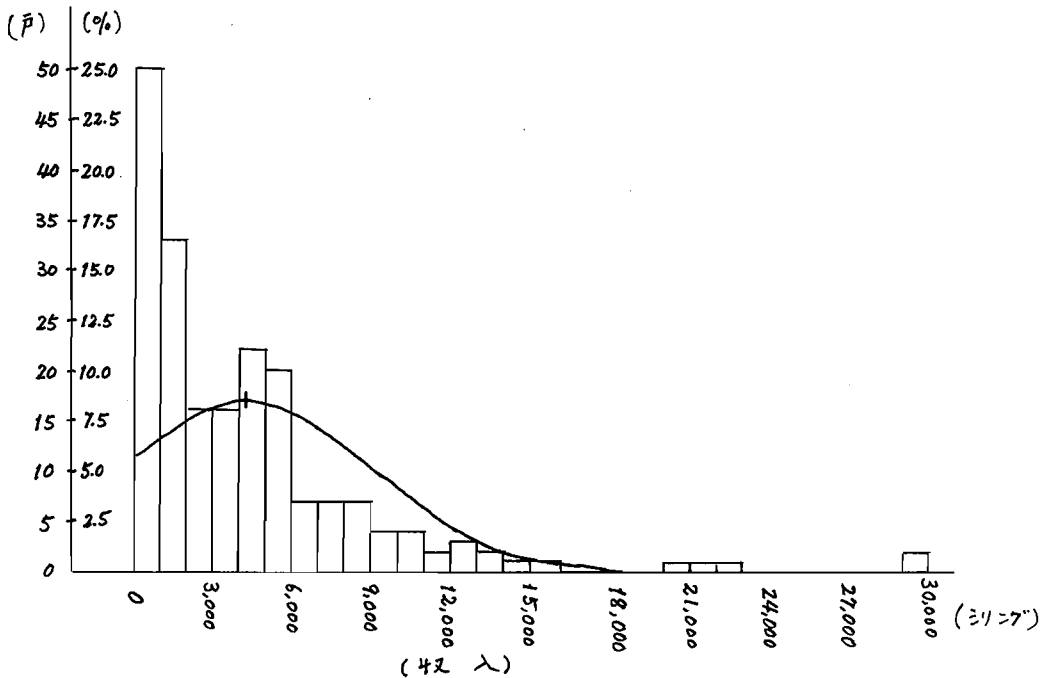
第 2 図は茶生産からの年平均収入を示したものである。一戸当たりの平均は 4,235 シリング、メディアンは約 3,000 シリングである。茶収入の分布はかなり不均等で、年収 6,000 シリング未満の大多数の農家（サンプルの 78.5 %）と年収 6,000 シリング以上の少数の農家とに分かれている。また年収 1,000 シリング未満のいわば限界生産者が全体の 25 % もいる。不均等な分布を反映して、サンプル下位 50 % の生産者はサンプルの総収入の 13 % を受けとっているにすぎない。他方、上位 10 % の生産者は総収入の約 3 分の 1 を受けとっている。⁶⁵⁾ この調査から判断する限り、ブレット茶生産農家は茶生産から多大の収入を得ているごく少数の農家と比較的小規模の茶生産を行なっている大多数の農家とに二分されている。

この調査ではサンプルの中から茶収入を基準に



(出所) Buch-Hansen, 1980a, p.27.

第1図 KTDA登録の茶栽培面積の分布
(ケリチョ県ブレット地方)



(出所) Buch-Hansen, 1980a, p.31..

第2図 ケリチョ県プレット地方における小農の茶収入の分布
(1972-79年平均)

して24戸の生産者を層化抽出し、インタビューしている。この24戸のうちほぼ全面的に賃労働を利用して茶生産を行なっている6戸が「潜在的な資本家的農民」として分析されている。彼らの1972-79年の年平均茶収入はすべて5,000シリング以上である。また茶収入以外の現金収入も含めた1978年の総収入は2万3,000シリングから7万シリングに達する。第12表はその内訳を示したものである。茶収入が現金収入全体の6割近くを占めて最も重要である。しかし同時に兼業を行なっている世帯にとっては、兼業収入もかなりの割合を占める。茶以外の農産物(畜産物)販売からも収入があるが、これは上層農家の特徴であり、下層の茶生産農家の場合には茶収入への依存度がもっと高いという。またこの6戸は生産手段も集積しつつある。6戸のうち5戸は茶栽培開始後に

第12表 プレット地方の茶生産農家上層
6戸の年間現金収入(1978年)

単位: 000シリング

農業収入		
茶収入	153.8	(58.2%)
牛乳・畜産物販売収入	37.6	(14.2%)
とうもろこし販売収入	9.0	(3.4%)
兼業収入		
商店経営(3戸)	5.8 ^①	(2.2%)
マタツ経営(1戸)	6.0 ^①	(2.3%)
教員(2戸) ^②	48.0	(18.2%)
その他		
地代収入	4.2	(1.6%)
合 計	264.5	(100.1%)

(注) ①純益 ②1戸は夫婦ともに教員
(出所) Buch-Hansen, 1980a, p.39.

新たに土地を購入しているし、2戸はトラクターを3戸は小型トラックを所有している。この点と、ほぼ全面的に賃労働に依存して農業生産を行なっ

ていることから、この6戸が資本家的農業経営を指向していることは明らかである。同時に茶生産以外の商業的農業、農外事業といった形で経営を多角化し、茶生産への依存を減らそうとする傾向がみられるのも特徴的である。

(2) ムランガ県マレイラ地区の事例。ここでは筆者が1982年にムランガ県マレイラ地区で行なった調査をもとに茶生産地帯の小農の階層分化

の事例を述べる。調査方法は次の点でBuch-Hansenの調査と異なっている。第1に標本枠は土地登記台帳である。第2にデータはインタビュー調査によるもので、KTDAの記録によるものではない。

第13表はサンプル農家の土地利用を示したものである。すべてのサンプル農家が茶を生産している。所有地規模の小さい層ほど所有地面積に占

第13表 ムランガ県マレイラ地区の小農の土地利用 (1982年)

単位: エーカー

所有地規模	戸数	平均所有 地面積	茶	とうもろこし、豆類、 じゃがいも	放牧地 牧草地	森林	1981/82年 茶収穫量 (kg)	1981/82年 茶: 純益推計 (シリング)
0.75 ~ 3.1	10	2.2	0.7	0.5	0.1	—	1,172 ^①	2,040 ^①
3.3 ~ 6.4	12	4.5	1.2	1.1	0.5	0.2	1,554 ^②	2,580 ^②
6.8 ~ 50.8	10	18.1	2.6	1.9	3.4	4.3	4,200 ^③	7,280 ^③
全 体	32	8.2	1.5	1.2	1.3	1.4	2,260	

(注) ① 9戸の平均 ② 10戸の平均 ③ 9戸の平均

める茶面積の比率が高くなる。食糧作物についても同様であり、全般的に所有地規模の大きい層は土地利用が粗放的だといえる。しかし別の見方をすると、下層の農家では相対的に茶生産と食糧作物生産への依存度が高く、特に現金収入の面では茶生産にほぼ全面的に依存している。これに対して上層農家では乳牛飼育、林業(木材・炭、ワットル樹皮⁶⁶⁾の販売)を行なって農業経営を多角化している。

茶栽培についてみると、茶作付面積は1エーカー前後が最も多く、32戸中23戸は0.5エーカー以上2エーカー以下の範囲に入る。1981/82年の収穫量でみても32戸中14戸は1,000kg以上3,000kg以下の範囲に入る。これは純収入に換算すると2,500~7,500シリングである。⁶⁷⁾

ここで茶生産からの純益を試算してみる。苗木の植付け後4年目以降の茶は収穫労働以外の労働をあまり必要としない。収穫以外では3年に1度の刈り込み、2~3年に1度の除草でよい。肥料は毎年1度窒素、リン、カリの複合肥料を1エーカー当たり100kg~200kg施肥する。⁶⁸⁾ 1982年にマレイラでは、収穫労賃は1kg当たり50セント

が相場で、肥料価格は1袋(50kg)当たり約160シリングであった。第12表に示した茶生産の純益は、収穫労働をすべて賃労働で行ない、1エーカー当たり150kg施肥すると仮定して推計したものである。中層・下層の農家の純益は2,000~3,000シリング程度であり、これでは食費、衣料費等の生活手段の購入にほとんど費されてしまうのであろう。ただ中・下層の農家では収穫労働の全部を賃労働で行なうことは少ないし、施肥も必ずしもKTDAの勧告どおりには行なわれていないから、実際の純益はこの推計値よりも若干高いと思われる。しかし、それでもこれらの層の農家には生産的に投資しうるだけの余剰は茶生産によってもたらされる可能性は小さいとみてよいだろう。他方、上層の農家の場合は、茶生産の純益は7,000シリング以上である。この他に牧畜、林業からの収入もあるので農業経営全体としてみればある程度の余剰が残ると思われる。

Ⅳ. ムミアス製糖会社と小農の甘蔗生産

1. ムミアス砂糖プロジェクト

ムミアス製糖会社(Mumias Sugar Company

—MSC)はケニアの全砂糖生産量の47%を生産するケニア最大の製糖会社である。⁶⁹⁾ 1970年代にムミアス砂糖プロジェクトが実施された背景には、ケニア政府が国民の重要な消費物質である砂糖の国内自給体制を確立しようとしていたことがあげられる。MSCが操業を開始した1973年以前には砂糖生産は国内消費にはるかに及ばなかった。しかも砂糖需要は年率約7.5%で増加していた。⁷⁰⁾ ムミアス砂糖プロジェクトの成功によってケニアは1979年に砂糖の国内自給を達成しえたのである。

ムミアス砂糖プロジェクトの展開された場所はウエスタン州カカメガ(Kakamega)県のムミアス地方である。プロジェクトの計画と実施にはイギリスの援助、ケニア政府、多国籍アグリビジネスの三者が協力した。プロジェクトの総資本コスト750万ポンド・スターリングのうち290万ポンド・スターリングがイギリスの援助として低利で融資された。⁷¹⁾ ケニア政府はイギリスの多国籍アグリビジネスであるブッカー・マッコネル Booker McConnell グループにプロジェクト遂行を依頼した。1971年にMSCが設立され、1973年に工場が操業を開始した。MSCは形式上は民間会社であるが株式の70.76%はケニア政府が所有している。ブッカー・マッコネル社は株の4.42%を所有するのみである。⁷²⁾ ケニア政府が同社に相当額の出資を要請したにもかかわらず、同社はそれには消極的で子会社による工場建設の請負と経営代理だけを望んだのであった。⁷³⁾ 工場と中核エステートに必要な土地はケニア政府が土地所有者から買い上げ、これをMSCに賃貸した。

ムミアス・プロジェクトにおける甘蔗・砂糖生産組織は、製糖工場、中核エステート、外部生産農家という三部分からなる。中核エステート(nucleus estate)とはMSC直営の甘蔗大農場である。外部生産農家(outgrower)はMSCと契約を結んで甘蔗を生産する契約栽培農家である。中核エステートと外部生産農家による甘蔗栽培面積の推移を第14表に示した。1983年現在、甘蔗の87.5%が外部生産農家によって供給されている。⁷⁴⁾ ムミアス・プロジェクトの経済的・政治的成功の

第14表 ムミアス・プロジェクトにおける甘蔗生産

年 度	1974	1979	1983
甘蔗栽培面積 (ha.)	8,800	18,700	33,607
中核エステート	3,200	3,300	3,251
外部生産農家	5,600	15,400	30,356
外部生産農家戸数	3,500	13,113	26,016
外部生産農家1戸当たり甘蔗栽培面積 (ha.)	1.6	1.2	1.2

(出所) Holtham & Hazlewood, 1976, p. 145; MSC, 1984, p. 15.

主たる要因は外部生産農家方式を採用したことにあるといわれる。⁷⁵⁾ ムミアス・プロジェクトにおいて甘蔗生産を多数の小農に行なわせることはケニア政府の明確な政策であった。プロジェクト開始以前にみるべき換金作物生産のなかったこの地域の多数の小農の生活水準を向上させるという政治的・社会的目標を達成するためには小農に甘蔗生産の機会を与えることが望ましいと考えられたのである。また多数の小農を土地から追い払って大農場を建設すれば政治的・社会的に大きな問題をひきおこしたであろう。しかし他方で、多数の小農に甘蔗の供給を依存することは、甘蔗の安定的供給、その品質等の観点からして製糖工場の経済的操業に支障をきたす恐れがあった。また多くの小農は化学肥料を購入する資金やトラクターなどの生産手段をもっていなかった。かかる問題を解決するために外部生産農家方式という契約栽培制度が採用されたのであった。この外部生産農家方式を具体的にみてみよう。

まず外部生産農家になるためには、次の6条件を満たしていなければならない。①土地が製糖工場から半径8マイル(現在は拡大されて14マイル)以内にあること。②その土地の所有者として登記されていること。③土壌が優良なること。④MSCのトラクターが入れる場所にあること。⑤最低3エーカー(1.2ha)を甘蔗畑とし、同時に少くとも2.5エーカー(1ha)を食糧作物や牧草用の土地として残しておくこと。⑥近隣の土地所有者と共に最低15エーカー(6ha)のブロックを甘蔗栽培に供与できること。⁷⁶⁾

応募した小農が以上の条件を満たしていれば、

外部生産農家としてMSCと契約を結ぶ。契約には外部生産農家となる諸条件とMSC側が行なうサービスのコストが明記される。MSC側は契約に従って生産された甘蔗のすべてを買い上げ、契約に明記されたサービスを行なうことを義務づけられる。外部生産農家は指示された耕作規定に従い、指示された時期に植え付け、決められた品種を栽培し、栽培技術の水準を維持し、生産した甘蔗をMSCに売することを義務づけられる。⁷⁷⁾ MSCは以上の契約にもとづく耕作規定によって外部生産農家の甘蔗生産を規制する他、種子 (seed-cane)、肥料等の投入財を独占的に供給し、MSCの農業指導員を使って生産の監督にあたらせ、さらにMSCの機械を用いて生産過程の一部を直接に担当する。

耕起、整地、畝立てはMSCの耕作部 (cultivation unit) がトラクター等の機械で行なう。次にMSCが病虫害のない種子と肥料を農家に前貸しする。農家は植付け、施肥、除草を行なう。農家が規定の除草等の作業を怠った場合にはMSCが労働者隊を送って作業を代行する。収穫と輸送はすべてMSCが行なう。農家の甘蔗生産はMSCの農業指導員が指導・監督する。以上の財とサービスの供与は外部生産農家への前貸しとして行なわれ、甘蔗代金から差し引かれる。⁷⁸⁾

このようにムミアスの外部生産農家方式では、MSCが生産手段の供給、生産物の独占的購入・加工、耕作規定による作業の規制、指導員による監督・指導、甘蔗生産過程の一部担当という形で、外部生産農家の生産と交換の諸条件を規制している。これは典型的な垂直統合で、ここでは小農民的土地所有は維持されつつも、経営の孤立、分散性は打ち破られ、機械力の利用によって小農経営の技術的制約が克服されている。小農はMSCの下請生産者化している。

2. ムミアスにおける小農の階層分化

(1) 外部生産農家の階層分化。ムミアスの外部生産農家についてはこれまでに3つの調査が行なわれた。⁷⁹⁾ 第15表は外部生産農家の土地利用を3つの調査結果からまとめたものである。所有地面積の平均は4~6 ha. で、その30%前後が甘蔗栽培

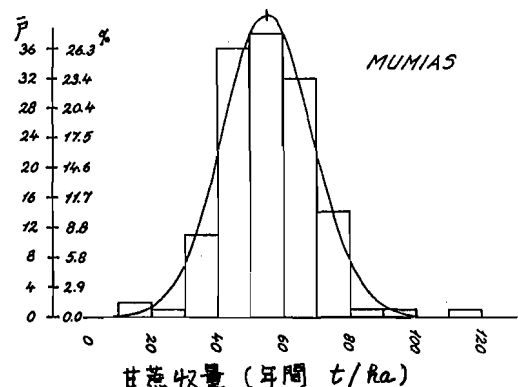
第15表 ムミアスにおける外部生産農家の土地利用
(単位:ヘクタール)

調 査 年	1974/75	1978	1979
サンプル農家数	88	137	113
所有地面積 { 平均 (A)	5.3	3.8	5.7
メディアン	3.7	3.2	n.a.
甘蔗作付 { 平均 (B)	1.2	1.3	1.7
面積 { メディアン	0.9	1.0	n.a.
B/A × 100	22%	34%	30%
甘蔗以外の作物の 作付面積の平均	0.74	n.a.	1.3
そのうちとうもろこし 作付面積の平均	0.44	n.a.	0.72

(出所) Barclay, 1977; Buch-Hansen, 1980b; Tobiesen.

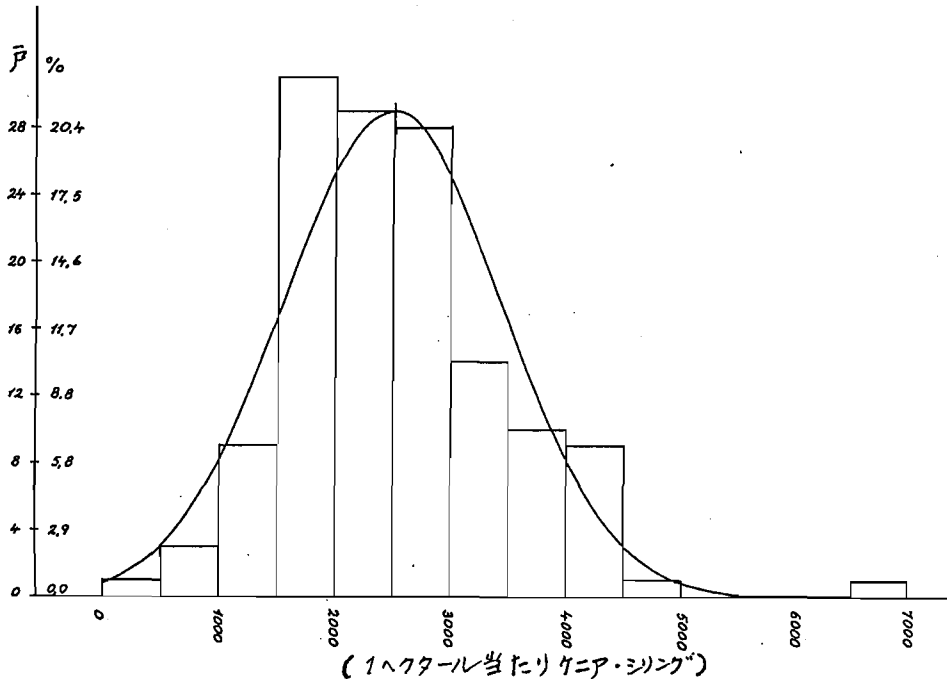
培に利用されていることがわかる。

④ 外部生産農家の甘蔗生産。外部生産農家の甘蔗生産の第一の特徴は農家間の土地生産性の格差が小さいことである。第3図と第4図は外部生産農家の甘蔗の土地生産性をヘクタール当たり収量とヘクタール当たり純収入 (粗収入からMSC前貸しの投入財・サービスの代金を差し引いたもの)⁸⁰⁾で示したものである。この図で明らかなように大部分が平均に近い土地生産性を示している。単位面積当たり収量の農家間格差が小さいことはBarclayの調査によっても確認しうる。88戸のサンプル農家の1エーカー当たりの収量は、平均



(出所) Buch-Hansen, 1980b, p.28.

第3図 外部生産農家・ヘクタール当たり甘蔗収量の分布。



(出所) Buch-Hansen, 1980b, p.30.

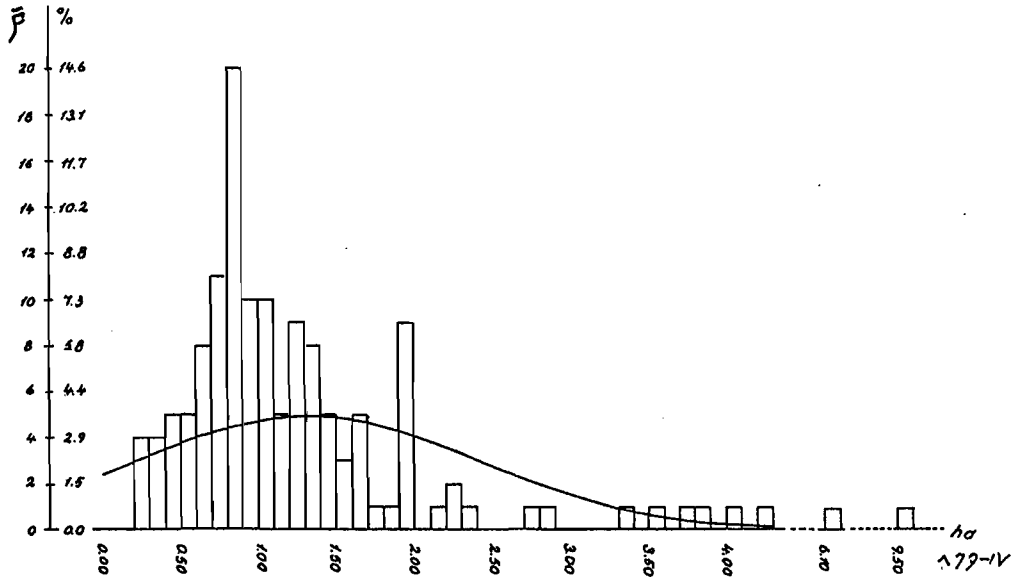
第4図 外部生産農家・ヘクタール当たり甘蔗純収入の分布

が54.3トン、メディアンが52.3トンであるのに対し、サンプルの33%が収量50.1トンから60トンの範囲に入る。⁸¹⁾ 外部生産農のすべてがほとんど同一の耕作方法で、同一の生産手段を利用して甘蔗生産を行なっているのであるから、土地生産性の農家間格差が小さいのも当然といえるだろう。

土地生産性に大きな差異がない以上、甘蔗収入の農家間格差は主として栽培面積の格差によって決まることになる。実際第5図と第6図が示すように栽培面積と収入の分布パターンは類似している。大部分の農家が栽培面積0.5～1.5 haであるのに対し、ごく少数の農家が2.5 ha以上の大きな甘蔗畑をもっている。甘蔗生産からの純収入の平均は3,293シリングであるが、全体の53%は1,000シリング以上3,000シリング未満の範囲にある。これに対して全体の7%の農家が平均の2倍以上の純収入をあげている。したがって甘蔗生産の面では外部生産農家は大きく2つのグループに分けることができよう。一方で1 ha 前後の甘蔗を栽

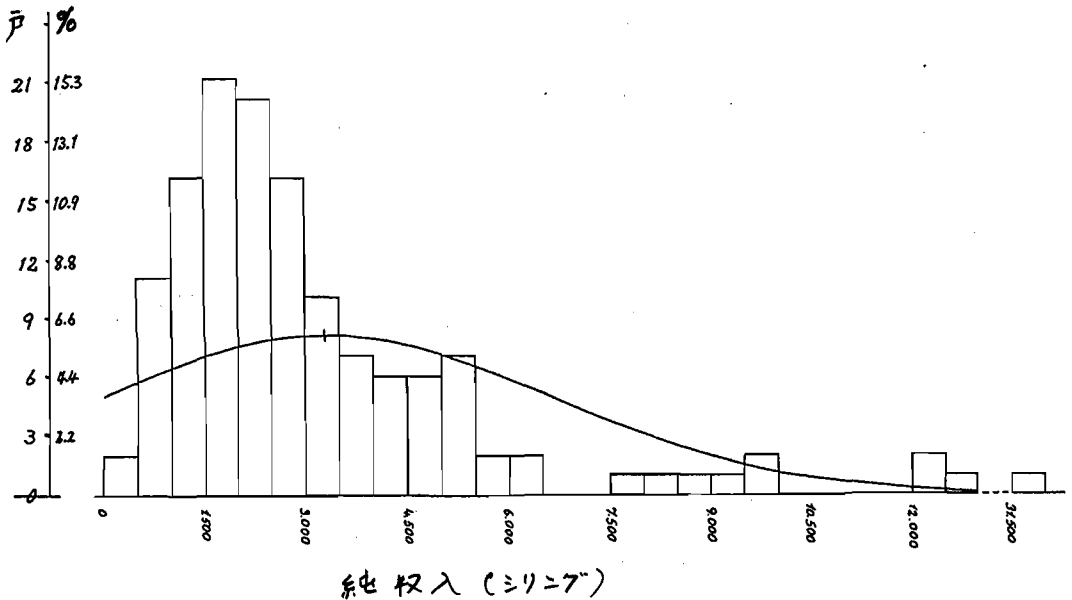
培して2,000シリング前後の収入を得ている多数の農家のグループがあり、他方で2.5 ha以上の甘蔗を栽培し、収入が6,000シリングをこえるような上層10%程度の農家がある。

次に甘蔗生産からの純益をみてみよう。甘蔗生産において外部生産農家に残された作業のうち最も多くの労働を必要とするのが除草作業である。その除草作業における賃労働の利用状態を示したのが、第16表である。8%の農家が作業の全てをMSCの労働者隊に委託しているが、後で述べるように彼らは一種の不在地主である。この場合の労賃はMSCが甘蔗代金支払い時に控除するのでここでは問題にしない。そこでこれ以外の農家についてみると62.5%の農家が少くとも1回の除草作業に労働者を雇用している。除草作業以外にも、外部生産農家が甘蔗生産で直接に支出した労賃等のコストは、1974/75年には平均625シリングであった。これを平均純収入3,382シリングから差し引くと、2,757シリングが甘蔗生産



(出所) Buch-Hansen, 1980b, p.31.

第5図 外部生産農家・甘蔗栽培面積の分布



(出所) Buch-Hansen, 1980b, p.33.

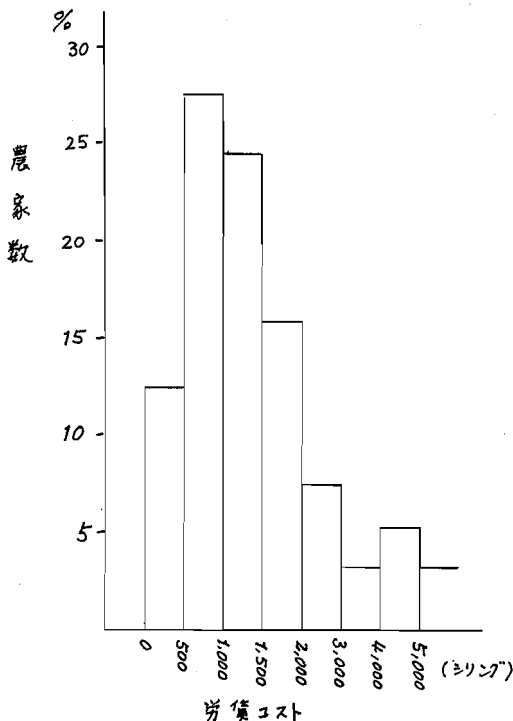
第6図 外部生産農家・甘蔗年間純収入の分布

第16表 外部生産農家の除草作業における賃労働の利用(1974年)

作業の全部を家族労働で行なった農家	28.4 %
作業の半分以上を家族労働で行なった農家	36.4 %
作業の半分以上を賃労働で行なった農家	26.1 %
作業の全てをMSCの労働者隊が代行	8.0 %
作業を相互扶助で行なった農家	1.1 %

(出所) Barclay, 1977, p.238.

からの純益ということになる。⁸²⁾ また第7図は1979年における外部生産農家の労賃支払い額を示したものである。半数以上の農家が労賃支払い



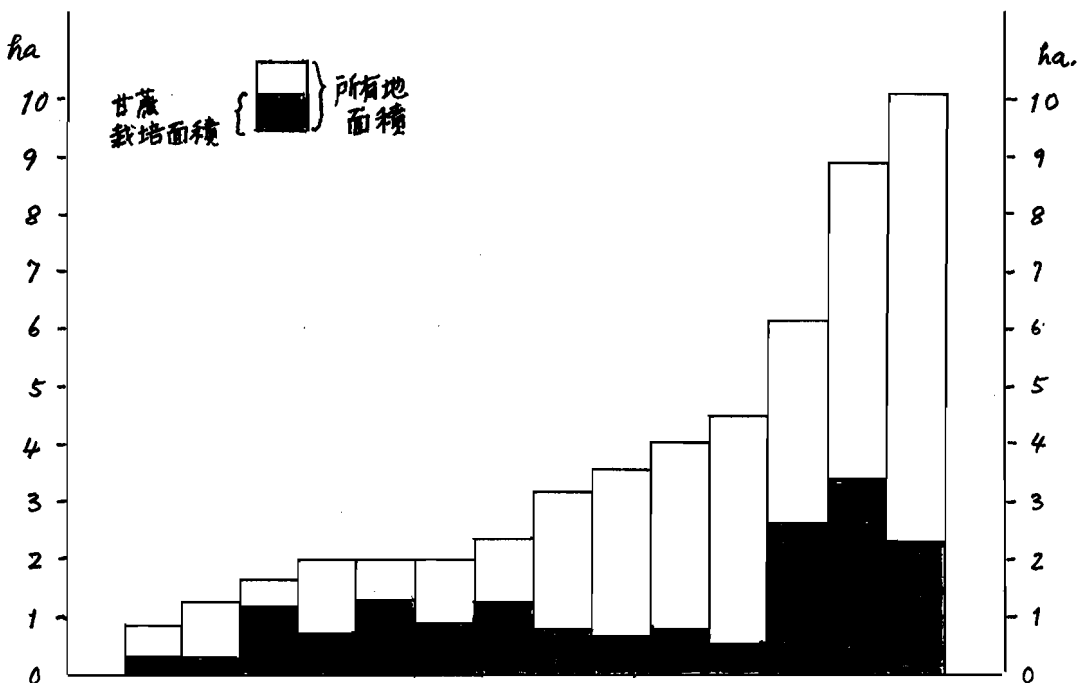
(出所) F.Tobiesen 調査。但し Buch-Hansen, 1980b, p.54 より再引用。

第7図 外部生産農家の労賃コスト(1979年)

に500から1,500シリングを支出しており、1974/75年に比べてかなり増加している。これは賃労働への依存度が増したことで、ムミアス・プロジェクトの展開に伴って労賃水準が上昇したためと思われる。1979年の調査では少なくとも90%の外部生産農家が除草作業に労働者を雇った。⁸³⁾ 第7図を第6図と比べてみると、1978/79年には多くの外部生産農家の甘蔗生産からの純益は500から1,500シリングだと推定される。

② 外部生産農家の食糧作物生産。外部生産農家においては甘蔗生産とは対照的に食糧作物生産は低い技術水準にある。食糧作物生産の場合はトラクターや化学肥料などを農家がみずから現金を支出して購入するか、借りあげるかしなければならない。1974年の調査では外部生産農家における型の普及率は24%にすぎなかった。またムミアス・プロジェクトの以前に農業金融を受けたことのある農家は6%であった。⁸⁴⁾ 食糧作物に関する農業普及指導は農業省の普及指導員が行なっている。しかしその活動はMSCの指導員に比べて低調である。MSCの指導員の方が数多く給与も高い。また第8図から看取しうるように、所有地面積の小さい農家では所有地に占める甘蔗栽培面積の比率が高い。このために所有地規模の小さい外部生産農家では食糧作物生産が圧迫を受けていると思われる。

③ 外部生産農家の消費と投資。第17表は外部生産農家の現金支出のパターンを示したものである。大部分の農家の現金支出は衣服・食糧品・教育費が主たる項目である。大部分の外部生産農家においては甘蔗収入が生活手段購入に費されてしまうわけである。これに対して農業・土地・商業などへ投資しうる農家は全体の10%程度である。しかも、このような投資を行なう能力をもっている外部生産農家は、実は恒常的な農外所得源を有しているという。農外所得の支えがあるから彼らは甘蔗収入のすべてを投資に振り向けることができる。チーフやアシスタント・チーフは甘蔗収入を店舗建設に投資した。⁸⁵⁾ 1978年の調査も類似の結果を示している。多くの外部生産農家の支出は大部分生活手段購入であって、わずかの残りが



(出所) M. Buch-Hansen, 1980, p.52.

第8図 外部生産農家における所有地面積と甘蔗栽培面積. 1978年
(サンプルからの層化抽出による事例)

第17表 外部生産農家の現金支出項目 (1974/75年)

	支出せず	1~500 シリング	500 シリング以上	サンプルに占める 割合(%)
衣 服	17.0	55.7	27.2	
食 料 品	26.1	47.7	26.1	
教 育 費	33.0	50.0	17.1	
家 畜 ^①	55.7	19.3	25.0	
親類への贈与	68.2	23.9	8.0	
婚資支払	79.5	6.8	13.7	
借金返済	80.7	6.8	12.5	
「消費財」 ^②	81.8	14.7	3.4	
住居改築	88.6	2.2	9.1	
商業・実業へ投資	90.9	—	9.1	
農業経費, 農業投資 ^③	92.0	6.8	1.1	
土地購入	95.5	1.1	3.4	

(注) ① 改良種の牛 (grade cattle) はこの項目でなく農業投資の項目に含める.

② 自転車, ベッド, ラジオ等.

③ 改良種の牛, トラクターの賃借, 農地のフェンス等.

(出所) Barclay, 1977, p.247.

教育費と住居の改築に向けられる。外部生産農家の上層 10～15%だけが土地や商業への投資を実現しうる。また恒常的な農外所得を有するものは、同時に最大規模の甘蔗生産者でもある。⁸⁶⁾

(2) 外部生産農家と非外部生産農家

ムミアス・プロジェクトの開始後、外部生産農家以外の農家はいかなる経済状態におかれているだろうか。⁸⁷⁾ まず外部生産農家とそれ以外の農家に所有地規模の大きな差があるだろうか。外部生産農家になるためには最低 2.2 ha の所有地規模が条件であるが、この条件が必ずしも守られていないことはこれまでの分析から明らかである（第 8 図参照）。所有地規模の大きい農家の方が外部生産農家になり得る確率は高いであろうが、かといって所有地規模の小さい農家が外部生産農家になれないわけではない。ムミアスにおける一戸当平均所有地規模は約 4 ha. と推定されている。⁸⁸⁾ これを第 15 表の数値と比較してみれば、外部生産農家とそれ以外の農家の所有地規模に著しい差があるとは思えない。

ムミアスではコーヒー・茶・綿花などの換金作物は栽培されていないので、非外部生産農家は食糧作物を生産している。ムミアス・プロジェクトのフィージビリティ・スタディは、プロジェクトの実施による食糧需要の増大によって、非外部生産農家は商業的食糧生産に特化すると予測していた。しかしこの予測は的中したとはいえない。第 18 表によれば非外部生産農家の食糧作物生産は外部生産農家よりもむしろ低い水準にあるといえる位である。しかも同じサンプル調査によれば食

糧作物を自給できない農家が多数存在するのである。⁸⁹⁾ MSC との関連で言えば、MSC の関心はあくまでも甘蔗生産だけである。MSC が非外部生産農家の食糧生産に「技術的援助、投入財、流通サービスを与え」ることはないのである。

商業的食糧作物生産も甘蔗生産も行っていないとすれば、非外部生産農家は農外雇用で現金収入源を求めざるを得ない。Barclay のサンプル調査（このサンプルには外部生産農家も含まれているが、サンプルの 80% は非外部生産農家である）では、家長（男性）の 27.5% が MSC に雇用され（中核エステートや製糖工場の労働者等）、19.4% がなんらかの臨時雇労働に従事している。農業以外から現金収入を得ていない家長は全体の 10.3% にすぎない。⁹⁰⁾ また外部生産農家が除草作業等に雇う労働者の大部分は女性であるという。⁹¹⁾ したがって非外部生産農家では男性は主として MSC の労働者として、女性は主として外部生産農家の臨時雇労働者として働いて、現金収入を得ていると考えられる。

3. 外部生産農家と MSC

(1) 砂糖の価格構成。ケニアでは砂糖に関連する価格は甘蔗価格から砂糖小売価格まですべて政府公定価格である。この意味では甘蔗生産者にも MSC にも価格決定権がない。第 19 表はケニアの砂糖の価格構成を、第 9 図は MSC の総売上高（Net turnover）の内訳を、それぞれ示したものである。⁹²⁾ 砂糖の価格構成で特徴的なことはコーヒーや茶の場合と比べて生産者受取分の割合が小さいことである。これは税金の占める割合が大きいことによる。砂糖物品税（excise duty）は 1978 年には約 2 億 1,000 万シリングで、政府歳入の約 2% を占めている。⁹³⁾ 砂糖生産からの税収入は物品税にとどまらない。製糖会社に対する利潤税は 1978 年に MSC からだけで 1,400 万シリングに達した。第 9 図にみられるように MSC の総売上高のうちブッカー・グループは経営代理料として約 1,200 万シリング、株式の配当として約 130 万シリングを受取る。また外国人顧問・技術者の給与が約 1,000 万シリングに達する。これに対して約 1 万 1,000 戸の外部生産農家への甘蔗代

第 18 表 外部生産農家と非外部生産農家の食糧作物生産量の比較 1974 年。
（とうもろこし、ソルガム、フィンガー・ミレット、キャッサバの合計）

	0-5 袋	5-10 袋	10 袋以上	合計
外部生産農家	2	22	12	36 戸
非外部生産農家	43	56	44	143 戸
計	45	78	56	179 戸

（注）1 袋 = 90 kg.

（出所）Barclay, 1977, p.295.

第19表 ケニアにおける砂糖の価格構成

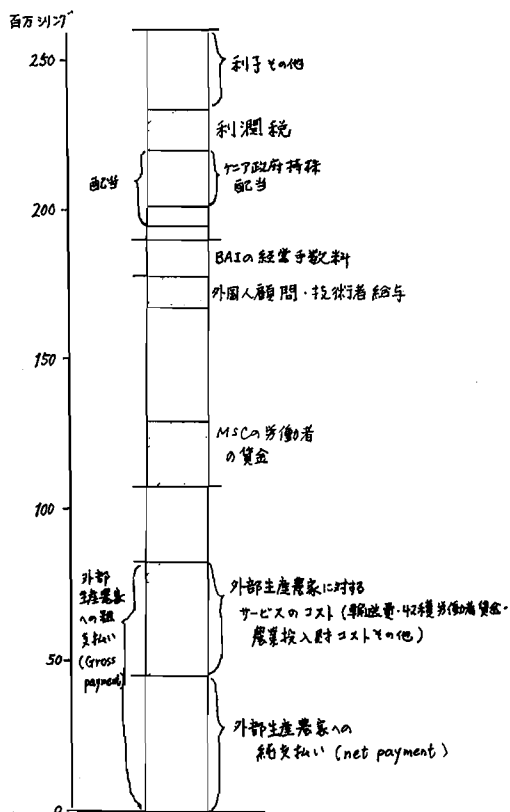
(単位: パーセント)

年	甘蔗生産者 受 取 分	製糖工場 経費・利潤	流通部門 経費・利潤	税 金 (物品税)	輸入平衡 基 金 ^①
1972	32.6	25.8	12.4	23.8	5.4
1974	27.0	24.2	9.5	18.4	20.9
1976	23.1	28.0	8.5	9.8	30.6
1978	34.5	27.7	8.9	22.2	6.7
1980	29.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.

(注) ① import equalization fund.

(出所) 1972-78年は Buch-Hansen, 1980b, p.58.

1980年は Kenya, Statistical Abstract,; Economic Survey より計算



(出所) Buch-Hansen, 1980b, p.

第9図 1978年におけるMSCの総売上高 (Net Turnover) の内訳。

金純支払い額は約 4,600 万シリングで、これに製糖工場、中核エステートの労働者 (合計約 6,000 人) への賃金を合わせると、7,000 万～7,500 万シリングが地元に残ると推定される。またケニア政府は株式配当、利潤税として約 3,150 万シリングを受けとる (砂糖物品税も含めるとケニア政府のムミアス・プロジェクトからの収入は約 1 億 3,000 万シリングとなる)。

(2) MSCの生産・流通支配に対する外部生産農家の対応。外部生産農家の間にはMSCの権威主義的態度に対する不満や不信感がみられる。ある外部生産者は1975年にバラザ⁹⁴⁾で次のように発言している。「……我々は甘蔗が工場へ運ばれるときに甘蔗の重量を測る橋ばかり (weighbridge) に立会人を送れない。それにこの工場が建設されて以来我々は工場の中に入ったことがない。…我々はただ金を受け取るだけで工場がどんな姿をしているのか知らない。」⁹⁵⁾ 同じバラザで別の外部生産者は、農民が必要としているときに化学肥料が手に入るようにしてほしいとMSCに要望した。これに対してMSCの普及指導員は次のように答えている。「化学肥料の分配については我々自身が計画を立てている。我々は、いつ化学肥料が必要なのか大変良く知っている。これは農民の関与することではない。」⁹⁶⁾ 同じバラザでムミアス担当のディストリクト・オフィサーが行なった次の発言は外部生産者とMSCとケニア政府との関係を象徴的に語っている。「諸君が甘蔗を植えるという契約をかわした以上、諸君の首のまわりには

諸君とMSCを結びつけるロープがあるのだ。だから、もし諸君が何か悪いことをしたら、そのロープは切れてしまう。我々「政府」がそのロープに関心をもつのはこのためである。」⁹⁷⁾ MSCの最大株主であるケニア政府としては甘蔗の安定供給をみだす行為は容認しないことを外部生産農家に警告しているのである。

しかし外部生産農家はロープを切らないまでも、それをそっとゆるめようとはするのである。MSCの生産・流通支配に対する外部生産農家の対応は彼らのおかれた経済状態によって異なっている。まず現金収入をほぼ全面的に甘蔗生産に依存し、甘蔗収入が生活手段の購入に費されてしまう下層の外部生産農家の対応は化学肥料の横流しである。彼らはMSCが前貸しする化学肥料を規定通り甘蔗に施肥せず、売って現金に代えるのである。甘蔗収入がほとんど唯一の現金収入である彼らにとって次の甘蔗代金の支払いまでの間に現金にこと欠く場合がしばしばある。⁹⁸⁾ そこで現金の必要に迫られて化学肥料の横流しが行なわれるのである。それは、MSCや当地の行政官による警告にもかかわらず、依然として行なわれている。しかし結果的には肥料横流しは外部生産農家の経済的地位の悪化をもたらす。前貸しされた肥料の代金は利子率8%を加えて確実に甘蔗代金から控除されるのに対して、肥料の「やみ値」は正規の価格よりも低いからである。⁹⁹⁾ そのうえ施肥しなかったことにより甘蔗の収量が低下し甘蔗収入が減少する。

下層の外部生産農家が肥料横流しという対応をしているのとは別に、ごく少数の富裕な外部生産者（その大部分がチーフや商人でもある）はMSCによる甘蔗代金からの控除を避けるために「私的に」甘蔗を生産することを計画しているという。一方でMSCの外部生産者として甘蔗を生産しつつ、他方で「私的な」甘蔗畑をつくるのである。この私的な甘蔗生産では、下層の外部生産農家が横流しする化学肥料を使う¹⁰⁰⁾（すでに述べたようにその値段はMSCが控除する値よりも安い）。私的な甘蔗生産を行なうためには、化学肥料やトラクターや犁を所有（あるいは賃借）しなければならない。これは一部の富裕な外部生産農家だけ

に可能である。この私的甘蔗生産がどの程度行なわれているのかは明らかでないが、潜在的な資本家的農民にとってMSCによる甘蔗代金からの控除が蓄積の桎梏として意識されていることは明らかである。同時に私的甘蔗生産が横流しの肥料を利用するということは、それを媒介として富裕な外部生産農家と比較的貧しい外部生産農家との経済的階層分化が促進されることを示唆している。

MSCの支配に対する三番目の対応は外部生産者の特殊な層によって行なわれている。ムミアス・プロジェクトの開始直前及び初期の時期にムミアスではかなりの数の外部者による土地の購入がみられた。ムミアス地方北ワンガ郡の2つの地区における、1969年から75年までの土地売買調査によると、土地購入者の23%は外部者であった。¹⁰¹⁾ 彼らは甘蔗生産をはじめたことをねらって土地を購入したのであった。彼らは購入した土地には住まず、本職の役人や銀行員をつとめる一種の不在地主である。MSCの外部生産農家システムでは甘蔗生産作業のかなりの部分がMSCによって行なわれる。外部生産農家に残された除草等の作業も規定通り行なわなければMSCの労働者隊がこれを代行する。不在地主たちはこのシステムを逆手にとって利用した。彼らは外部生産農家に残された作業もMSCの労働者隊に代行させるようにした。こうなると外部生産農家システムは不在地主にとって便利な制度になる。ほとんどすべてをMSCにまかせておけば、一定の収入が得られるからである。もちろんMSCによる作業部分の増加によって甘蔗代金からの控除は増加するが、本業を別にもっている不在地主にとってはいわば地代部分を受け取るだけでも十分である。1974/75年には外部生産者の約8%が不在地主であった。¹⁰²⁾

V. むすび

コーヒー・茶・甘蔗の生産において、資本や国家は形態の相違や程度の差はあれ、小農の生産と交換の諸条件を規制している。資本や国家による規制に対し、小農は時には公然と時には隠然と抵抗する。それは政治問題化、不法栽培、肥料の横流しなどの形をとる。この抵抗が、資本や国家に

よる規制を部分的に形骸化したり、変更しうることを本稿の事例は示している。

換金作物生産は小農の各階層の経済状態に異なった結果をもたらしている。換金作物生産によって投資しうる余剰を得られるのは、小農の中でも少数の上層農家だけである。上層農家は中層や下層と比べて大規模に換金作物生産を行なっている。それにもかかわらずその経営においてはむしろ単一の換金作物への依存度は土地利用の面でも収入の面でも他階層に比べて低い。彼らは生産や流通に規制が加えられている換金作物への集中を避け、むしろ農業経営の多角化や商業・実業等農外への投資によって経営を拡大している。同時に兼業収入や安定した食糧作物生産があることによって換金作物からの収入を全面的に投資したり、農業労働者を雇うことが可能になっている。上層農家の換金作物生産は他の階層に比べて大規模であるにもかかわらず、換金作物の生産技術水準に階層間で大きな差異があるとはいえない。これは、資本や国家による小農の生産過程への介入や投入財の前貸し、輸送サービスの供与が、同一の栽培技術、生産手段を小農に与えるため、生産力を均等化させる傾向をもつためである。

換金作物を生産する大多数の小農にとって換金作物からの収入のほとんどは生活手段の購入のために費されてしまい、投資しうるだけの余剰は残らない。彼らにとって換金作物からの収入はもっとも重要な——しばしばほとんど唯一の——現金収入源であって、食糧作物農業は主として自給用に行なわれる。彼らは換金作物から収入がある故に、自己の農地における農業経営で生計を維持することが可能になっている。それは彼らが現金稼得のために雇用労働に従事したり、土地を売却する必要性を減少させた。この意味で換金作物生産が中・下層の小農にまで普及したことは彼らのプロレタリア化をおしとどめる作用をした。小農の中・下層が国家や資本の規制にもかかわらず、不法栽培等の形で換金作物生産への参入を試みたのはそれによって自分たちのプロレタリア化を回避しうるからであった。他方小農の上層にとっては、換金作物生産の中・下層への普及は農村における

労賃の上昇、土地集積の困難等、資本家的経営への向上に不利な要因をもたらした。

しかし下層の小農は換金作物への参入によっても、プロレタリア化への危険を完全には回避しえなかった。小規模な所有地という制約の下では換金作物を導入しても生計維持に必要な現金収入さえ確保しえない。また換金作物生産が食糧作物生産を圧迫することになる。そのため彼らは現金収入を得るために農業労働や都市への出稼ぎ労働に従事するか、食糧生産を補充するために借地をせねばならないのである。

一方で以上のような階層差をはらみつつも、他方で換金作物生産は、換金作物生産に適した地域とそうでない地域との地域的格差を増大させた。後者の地域でどのような社会的・経済的変化が生じてきているのかを知ることは今後一層重要性を増してくるであろう。

注

- 1) Swynerton, 1954.
- 2) Ibid., p.10.
- 3) ケニアの地方行政区分は大きい方から順に province, district, division, location, sublocationであるが本稿ではこれをそれぞれ、州、県、地方、郡、地区と仮に訳す。それぞれの区分の行政上の長は Provincial Commissioner, District Commissioner, District Officer, Chief, Assistant Chief である。
- 4) Cowen, 1974; 1981a; 1981b; Cowen & Kinyanjui, 1977. コーエンの調査結果は小島、1984に紹介されている。
- 5) コーエンはこの語を明確に定義していないが、世銀やIMF等をさすものと思われる。
- 6) 大内, 1969.
- 7) 井野他, 1971, pp. 124, 200, 269, 286, 383.
- 8) Dinham & Hines, 1983, pp.17, 28, 35.
- 9) Williams, 1981, pp.29-33.
- 10) IBRD, 1975, p 16.
- 11) Ibid., p.232. 世銀グループはこの種の9つのプロジェクトに参加し、プロジェクト総費用1億2,500万ドルのうち6,800万ドルを融資してきた。
- 12) Bernstein, 1979, p.432.
- 13) Maitha, 1974, p.84.
- 14) これは国際コーヒー協定にケニアも加盟し、生産割当てを受け入れたためである。
- 15) Bager, 1980, pp.25-26.
- 16) Heyer, 1976, pp.340-341; Dandapani, 1978.

- 17) Heyer, 1976, p.343; Coffee Board of Kenya, 1982, p.21.
- 18) 本稿では特に注記しない限り、シリングはケニア・シリングの意味で用いる。またセントはシリングの補助単位で100セント=1シリング、交換レートは1975年に1シリングが約37円、1983年に約18円。
- 19) カンダラ協同組合での聞きとり。ハランベ寄付金は地元の学校建設資金等に使われる。これは名目上は寄付金だが、実際は強制に等しい。
- 20) 調査方法、調査地の概要については、児玉谷、1984を参照。
- 21) 1964-72年にはコーヒーの新規作付けが禁止されていたが、第4表はこれが必ずしも守られていなかったことを示している。
- 22) サンプル農家から層化抽出した農家について1983年4月から9月までの6か月間、現金収支と労働利用の調査を行なった。
- 23) この点については、児玉谷、1984。
- 24) Lamb, 1974, p.89.
- 25) Ibid., pp.97-98.
- 26) Ibid., p.102. この時点ではまだほとんどのコーヒー・エステートが外資系企業や白人の所有下にあった。
- 27) Ibid., pp.105-106.
- 28) Bager, 1980, p.22; Lamb, 1974, pp.112-113.
- 29) Lamb, 1974, p.115.
- 30) 第1次計画(1960-67年)、第2次(64-70年)、第3次(68-73年)、第4次(73-78年)、第5次(78-83年)。ただし実質的には第1次が63年まで、第2次が68年まで。
- 31) Morss, et. al., 1976, p.138; Holtham & Hazlewood, 1976, p.64.
- 32) KTDA, 1983, p.14.
- 33) KTDA, 1983, p.36.
- 34) Swainson, 1980, p.254.
- 35) Blume, 1971, p.96.
- 36) Morss, et. al., 1976, pp.144-145.
- 37) Ibid.; Etherington, 1973, pp.80-81.
- 38) Blume, 1971, p.93.; Lele, 1975, p.64.
- 39) Lele, 1975, p.67; Morss, et. al., 1976, p.141.
- 40) Blume, 1971, pp.93-94; Lele, 1975, p.73.
- 41) KTDA, 1983, p.iv.
- 42) Steeves, 1978, p.125.
- 43) Steeves, 1978, p.126.
- 44) Morss, et. al., 1976, pp.143-144; Lele, 1975, p.210.
- 45) それまで茶の苗木は種子から作っていたが、VP法はさし木を使って高級品種のクローンをつくるものである。種子からだと畑に植えかえるまで2年かかるのに対してVP法では6-10か月ですむ(Ac-land, 1971, pp.211, 213)。
- 46) Steeves, 1978, pp.126-127.
- 47) Steeves, 1978, p.127.
- 48) Steeves, 1978, p.128. このような多数の不法栽培者の存在は当然、茶の普及指導員の目についた。しかし彼らの多くはむしろ小農の下層に同情的であり、不法栽培を見のがしたという(Ibid.)。
- 49) Steeves, 1978, p.130.
- 50) Steeves, 1978, pp.130-131.
- 51) 1970年代になってVP法が普及した結果、茶栽培面積の管理はいつそう困難になった。VP法を習得した小農は自分の茶から自由に苗木を作ることが可能になったからである。
- 52) KTDAは茶の集荷・輸送等の、茶生産者に対するサービスのコストを回収するためにキロ当たり定額の手数料を徴収する。これは茶の代金(粗支払額)から控除することによって行なわれる。
- 53) Stern, 1972, pp.16-17.
- 54) van de Laar, 1980, p.186.
- 55) Etherington, 1973, pp.61-62.
- 56) Lele, 1975, pp.12-13.
- 57) Swainson, 1980, pp.261-262.
- 58) Etherington, 1973, p.61.
- 59) Swainson, 1980, p.21.
- 60) KTDA, 1983, p.21.
- 61) Buch-Hansen, 1980a.
- 62) プレット地方の4人のAAが知る範囲で少なくとも98人の不法栽培者がいるという(Buch-Hansen, 1980a, p.28)。
- 63) Buch-Hansen, 1980a, p.39.
- 64) Buch-Hansen, 1980a, p.28.
- 65) Buch-Hansen, 1980a, p.33.
- 66) タンニンの原料になる。
- 67) マレイラ地区の茶生産者はイクンビkumbi製茶工場に出荷するが、1981/82年の同工場の生産者への純支払い額はキロ当たり2.53シリングであった。
- 68) マレイラの農業指導員から聞きとり、およびBuch-Hansen, 1980a, pp.48-49による。
- 69) MSC, 1984, p.5.
- 70) Haynes, 1975, p.26.
- 71) Holtham & Hazlewood, 1976, p.145.
- 72) MSC, 1984, p.2.
- 73) Holtham & Hazlewood, 1976, p.147. ブッカー・グループのFletcher and Stewartが工場を建設し、Booker Agriculture International (BAI)がMSCの経営代理社(managing agent)となった。
- 74) MSC, 1984, pp.4, 15.
- 75) ムミアスの成功に刺激されて、その後の2つの砂糖プロジェクトでも外部生産農家方式が採用された。また多国籍アグリビジネス批判の書として有名な『なぜ世界の半分が飢えるのか』の中で、このムミアス・プロジェクトだけは「どうにもケチのつけない事例」であった、といわれるほどである(邦訳書218ページ)。
- 76) Barclay, 1977, pp.218-220. 実際には⑥と⑦の条件は厳格に適用されていない。

- 77) Holtham & Hazlwood, 1976, pp.153-154.
- 78) Ibid.
- 79) Barclay, 1977; Buch-Hansen, 1980b; Tobiesen, The Impact of Industries on Regional Planning. Tobiesenの調査報告は入手しえなかったので Buch-Hansen 1980bからその一部を再引用した。
- 80) 粗収入に対する純収入の比率は Buch-Hansen, のサンプルの平均が48%, 1983年には外部生産者全体の平均がやはり48%であった (Buch-Hansen, 1980b, p.32, MSC, 1984, p.4)。
- 81) Barclay, 1977, pp.233-234.
- 82) Barclay, 1977, p.244.
- 83) Buch-Hansen, 1980b, p.50. 労賃の上昇傾向はすでに70年代の前半にみられた。1エーカーの除草作業の労賃は1972-73年には30-40シリングだったが、75年には50-75シリングに上昇した (Barclay, 1977, p.238)。
- 84) Barclay, pp.235-236.
- 85) Ibid., p.250.
- 86) Buch-Hansen, pp.51-53.
- 87) 1974年には製糖工場から半径8マイル以内の範囲で平均5戸に1戸の割合で外部生産農家であった (Holtham & Hazlewood, p.154)。1983年現在では工場から半径14マイル以内の範囲で約半数の農家が外部生産農家だと推定される。
- 88) Holtham & Hazlewood, 1977, p.153.
- 89) Barclay, pp.292-293.
- 90) Ibid., p.277.
- 91) Ibid., p.238.
- 92) これは Gross turnover から砂糖物品税を差し引いたものである。
- 93) Buch-Hansen, 1980b, p.59.
- 94) チーフやアシスタント・チーフが村人を集めて開く集会。
- 95) Barclay, 1977, pp.255-256.
- 96) Ibid.
- 97) Ibid., p.257.
- 98) 甘蔗の生育期間はこの地域では18-24か月である。
- 99) Barclay, 1977, p.252.
- 100) Ibid., pp.258-259.
- 101) Ibid., pp.335-336. ここで外部者とはワンガ人 (Abawanga) ではない人をさす。しかし彼らの大部分はルヒヤ人なので、外部者とはいっても広い意味では同一のエスニック・グループに属している。
- 102) Barclay, 1977, p.235.
- Barclay, A.H., 1977 *The Mumias Sugar Project: A Study of Rural Development in Western Kenya*, Ph. D. Thesis, Columbia University,
- Bernstein, H., 1979 African peasantries: a theoretical framework, *Journal of Peasant Studies*, vol.6, no.4.
- Blume, H., 1971, *Organizational Aspects of Agro-Industrial Development Agencies*, München.
- Coffee Board of Kenya, 1982, *Annual Report, Balance Sheet and Accounts for the Year Ended 30th Sept. 1982*, Nairobi.
- Buch-Hansen, M., 1980a, *Agro-industrial Production and Socio-economic Development: A Case Study of KTDA Small-holder Tea Production in Buret, Western Kenya*, Institute of Geography, Socio-Economic Analysis and Computer Science, Roskilde University Centre, Working Paper, no. 11
- Buch-Hansen, M., 1980b, *Agro-industrial Production and Socio-economic Development, Case Studies of Sugar Production in Muhoroni and Mumias, Western Kenya*, Institute of Geography, Socio-Economic Analysis and Computer Science, Roskilde University Centre, Working paper, no. 15.
- Cowen, M., 1974 *Concentration of Sales and Assets; Dairy Cattle and Tea in Magutu, 1964-71*, Institute for Development Studies, University of Nairobi, Working paper, no. 146.
- Cowen, M., 1981a Commodity production in Kenya's Central Province, in *Rural Development in Tropical Africa* (ed. by J. Heyer, P. Roberts and G. Williams)
- Cowen, M., 1981b The agrarian problem: notes on the Nairobi discussion, *Review of African Political Economy*, no. 20, January-April.
- Cowen, M. & K. Kinyanjui, 1977, *Some Problems of Capital and Class in Kenya*, Institute for Development Studies, University of Nairobi, Occasional paper 26.
- Dandapani, S., 1978, Coffee co-operative and rural development in Kenya, *Review of International Co-operation*, vol. 71, no. 3.
- Dinham, B. & C. Hines, 1983 *Agribusiness in Africa. A Study of the Impact of Big Business on Africa's Food and Agricultural Production*, London.
- Etherington, D. M., 1973, *An Econometric Analysis of Smallholder Tea Production in Kenya*, Nairobi.
- George, S., 1980年小南祐一郎・谷口真理子訳『なぜ世界の半分が飢えるのか、食糧危機の構造』
- Haynes, J.A., 1975, *The Mumias Sugar Company: A Case Study of A Development in Kenya, in Industry, Employment and the Developing World* (Overseas Development Institute) London.
- Heyer, J., 1976, The Marketing System, in *Agri-cultural Development in Kenya* (ed. by J. Heyer, J. K. Maitha and W.M. Senga) Nairobi.
- Holtham G. & A. Hazlewood, 1976, *Aid and In-*

参考文献

- Acland, J.D., 1971, *East African Crops*, London.
 Bager, T., 1980, *Marketing Cooperatives and Peasants in Kenya*, Uppsala.

- equality in Kenya: British Development Assistance to Kenya*, London.
- International Bank for Reconstruction and Development, 1975, *The Assault on World Poverty; Problems of Rural Development, Education and Health*, Baltimore and London.
- 井野隆一・暉峻衆三・重富健一編1971:『国家独占資本主義と農業』上, 下
- Kenya, Ministry of Agriculture, 1983 *Facts and Figures about Kenya's Agriculture*, Nairobi.
- Kenya Tea Development Authority, 1983, *Annual Report and Statement of Accounts 1982-1983*, Nairobi.
- 児玉谷史朗, 1984, 「ケニアにおける小農の兼業と階層分化」『アジア経済』25巻7号
- 小島さくら, 1984, 「ケニアの小農地域における農業の商業化と農民の階層分化」『国際関係学研究』(津田塾大学) No.10.
- Lamb, G., 1974, *Peasant Politics, Conflict and Development in Muranga*, Sussex.
- Lele, U., 1975, *The Design of Rural Development, Lessons from Africa*, Baltimore.
- Maitha, J.K., 1974, *Coffee in the Kenyan Economy; an Econometric Analysis*, Nairobi.
- Morss, E.R., J.H.Hatch, D.R.Mickelwait and C.F. Sweet, 1976, *Strategies for Small Farmer Development*, vol. 2: *Case Studies*, Washington.
- Mumias Sugar Company, 1984, *Report and Accounts*, 1983, Mumias.
- 大内 力, 1969, 『日本における農民層の分解』
- Steeves, J.S., 1978, Class Analysis and Rural Africa: the Kenya Tea Development Authority, *Journal of Modern African Studies*, vol. 16, no.1.
- Stern, N.H., 1972, *An Appraisal of Tea Production on Small Holdings in Kenya*, Paris.
- Swainsos, N., 1980, *The Development of Corporate Capitalism in Kenya 1918-1977*, London.
- Swynerton, R.J.M., 1954, *A Plan to Intensify the Development of African Agriculture in Kenya*, Nairobi.
- van de Laar, A., 1980, *The World Bank and the Poor*, Boston, Hague.
- Williams, G., 1981, The World Bank and the Peasant Problem, in *Rural Development in Tropical Africa*, (ed. by J. heyer, et. al.) London.